

○政府委員(新谷正夫君) 先ほど申し上げました司法書士法の四条によりまして、事務所を設けようとする地を管轄する法務局長あるいは地方司法局長の選考によって認可を受ける。この認可を受けますと、その地に事務所を設けるわけでございます。したがって、それぞれの法務局長の管内ごとにこの認可を受けなければならぬというふうになっております。ただ、先ほど申し上げましたように、法務省といたしましては、司法書士の資質の向上をはかり、内容を充実いたしますためには、一定の試験の方式をとりまして選考の一つの方法といたしております。したがって、これに合格するかどうかは、全国各地のいずれの地におきましても統一の基準によっておるわけでござい

ます。たとえば、甲の法務局におきまして選考の結果認可されたということになりますと、甲の地において事務所を設けることはむろん差しつかえございません。しかし、これを乙の地で事務所を設けて司法書士の業務を行ないたいという場合には、やはり乙の地において選考を受けて認可を受けなければなりません。ただし、甲の地におきましては、この統一基準という方式による選考に合格したとしております。この点は十分乙の地法務局においても考慮の上で認可することになると思っております。

○後藤義隆君 この司法書士あるいは土地家屋調査士の補助者という関係はどうなりますか。自由には許されるわけですか、どんなふうになっておりますか。

○政府委員(新谷正夫君) 司法書士にいたしましても、土地家屋調査士にいたしましても、その資格を持っております司法書士あるいは土地家屋調査士自身ですべての仕事を行います。このことは、これはとうていできないわけでありまして、そこで、責任はあくまでも司法書士、土地家屋調査士にあるわけでございますが、事務の補助をする者が必要になってまいります。そうかと申しまして、これを無制限に認めますと、いろいろの弊害が考えられますので、現在それぞれの施行規則に

よりまして、法務局長の承認を得て補助者を置くことができるというふうにいたしまして、司法書士あるいは土地家屋調査士の方々の仕事が円滑にいくように配慮をいたしておるわけでござい

ます。○後藤義隆君 次に司法書士の業務の関係であります。今度のように改正すれば弁護士法との関係は抵触しないかどうか、その点について。この第一の改正する「作成し、及び登記又は供託に関する手続を代わって」云々というふうなふうになっておるが、その関係はどうなり

ますか、弁護士法との関係は。○政府委員(新谷正夫君) 現在の司法書士法におきましては、この司法書士の業務は、他人の嘱託を受けまして、裁判所、検察庁、法務局に提出いたします書類を本人にかわって作成することがその業といふことになっております。しかし、書類を単に作成するだけではなくて、これをたとえ登記所の窓口を持っていて本人にかわって申請の手続をとるといふことも付随の業務として差しつかえないという解釈に立つて運用されてきたわけでござい

ます。一方、土地家屋調査士は、他人の依頼を受けて、不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申請手続をすることを業とする。このようになつております。調査士法のほうにおきましては、ただ測量、調査のみならず、それに基づく申請手続もできるといふふうになっておるのでござい

ます。その辺が司法書士法と土地家屋調査士法の間にアンバランスが考えられますので、現在の司法書士法の解釈、運用の実態に即し、かつ土地家屋調査士法の均衡を考慮しまして、作成した書類を登記所に持って行ってその手続をすることを規定の上

に明らかにしようというのが今回の改正の一つでございます。ただ、この場合におきまして、司法書士の業務は、先ほど申し上げましたように、本人の依頼を受けまして書類を作成する、それにかわって登記所の窓口に出してその受否を決定し

てもらうということでございます。ところが、弁護士の業務は、これはもうすでに御承知のとおり、紛争の当事者その他の関係人の依頼を受けまして、高度の法律知識を運用いたしまして、私人間の権利義務を創設したり、変更したり、あるいは確認する。さらにまた、法律上の紛争の解決をはかるために、高度の法律知識を駆使いたしまして、法律判断に基づいた法律事務を行なつておるのであります。そういう意味で、司法書士の仕事と弁護士の仕事はおのずから差異があるわけでござい

ます。○後藤義隆君 この規定によつて見ますと、司法書士の認可について新たに手数料を徴収するようになつておるが、その関係は、どうしてそれが必要なのかわかりませんか。○政府委員(新谷正夫君) 司法書士の認可につきましては選考によるのでござい

ますが、その選考の一つの方法といたしまして、先ほど申し上げましたように、筆記試験の方法によりまして全国的にこれを統一して運用いたしております。これをばらばらに運用いたしますことはいろいろの弊害を生じますので、先ほど来申し上げておりますように、統一試験の形をとりまして運用いたしておりますのでござい

ます。ところが、年々この選考を受ける人の数がふえてまいりまして、先ほど申し上げましたように、四十一年におきましては司法書士の認可の申請者が三千人ということになっております。これは相当の負担になるわけでござい

ます。試験問題もかなりの数にのぼつております。民法、商法、刑法、民事訴訟法、司法書士法、あるいは不動産登記法、供託法と、各必要な法律の分野にまたがります。かなりの数の問題を提起をいたしておるのでござい

まして、この試験問題の作成、選考等につきまして、やはり相当の経費がかかるのでござい

ます。○後藤義隆君 いまの手数料の額は五百円くらいが妥当でないかと思うというお話があったのですが、土地家屋調査士はすでに手数料も徴収して

おるのだと思うが、それは幾らですか。○政府委員(新谷正夫君) 土地家屋調査士の場合にも手数料を徴収しておりますが、これは現行法上五百円になっております。

○後藤義隆君 司法書士と行政書士はど

んなぐあいに違ひますか、また両者を一つにまとめるわけにはいかないもので

すか、どうですか。もしまとめるのであれば、どういふ不便があるわけですか。○政府委員(新谷正夫君) 司法書士法は、これは法務省の所管になっております。法務省でこの管理をいたしておるわけでござい

ます。行政書士法は、これは自治省の所管でござい

○後藤藤雄君 司法書士並びに土地家屋調査士については、それぞれ何か不正が行なわれるようなことがあり得るのじゃないか、またそれに対する監督はどういうようなぐあいになされておりますか、だれが監督するのか、また現にどういう監督をしておるかという点お聞きしたいのですが。

○政府委員(新谷正夫君) 司法書士あるいは土地家屋調査士関係の不正事件というものは、これは後藤先生の御指摘のように、まことに遺憾なことではございますけれども、現在あとを断たない状況でございます。これは認可を受けた司法書士あるいは登録を受けた土地家屋調査士自身の不正事件もございまして、さらにその補助者による不正事件というものがかなりあるものでございします。私もといたしましては、こういった不正事件がなくなるように、極力会の方に連絡いたしましたので、会を通じてその指導をお願いいたしておるわけでございします。ただ、現在の司法書士法は昭和二十五年に全面改正になったわけでございします。従来は、司法書士は法務大臣が監督するという一般監督規定が法律に規定してございました。しかし、現在の司法書士法におきましては、会員の指導育成は会そのものが自主的にやるというふうなことでございまして、法務大臣のいわゆる監督権というものは現行法上はないのでございします。したがって、私もといたしましては、そういう意味での監督権の行使と、一般行政指導的な意味での監督権の行使ということはできませんけれども、やはりこの法律をあくまで守りまして立場をいまして、会を通じて司法書士の資質の向上あるいは指導育成、こういうことをお願いいたしておるものでございします。もちろん、不正事件がございすれば、それに応じまして懲戒処分あるいは認可の取り消しというふうな方法もございします。これは法務局長がやることでございまして、また法務大臣がこれを監督してやることのできるわけでございしますが、直接に監督指導ということはできないのでございします。

そこで、司法書士あるいは土地家屋調査士によ

る不正事件でございしますが、これはどういうものがあるかと申しますと、各種の報酬の過剰收受——報酬を規定以上多く取るというふうな案件、あるいは贈賄事件、あるいは登記所に出します書類を偽造した事件、あるいは登録税として依頼者から預かっておりますお金を横領するといったような事件がおもなものでございします。

その状況を数字で申し上げますと、司法書士につきましては、昭和四十年におきましては四十四件ございします。このうち認可の取り消しをいたしましたものが二件、業務停止をいたしましたものが十七件というふうなことでございします。四十一年におきましては合計四十五件ございします。このうち認可を取り消しをいたしましたものが七件、業務停止をいたしましたものが二十二件ございします。土地家屋調査士につきましては、昭和四十年におきましては二十五件の不正事件がございしました。このうち登録の取り消しをいたしましたものが一件、業務停止をいたしましたものが六件ございします。昭和四十一年におきましては十二件ございしますが、登録の取り消しをいたしましたものが二件、業務停止をいたしましたものが六件というふうなことでございします。

○後藤藤雄君 いま司法書士の手数料の取り過ぎというふうなお話もちょっと出たのですが、司法書士、土地家屋調査士の手数料というのは何でございましておるのでしょうか。

○政府委員(新谷正夫君) 司法書士会あるいは土地家屋調査士会の会則がございします。これは法務大臣の認可を受けたいろいろな事項を規定しておるものでございしますが、その中に報酬に関する規程を定めるようになっております。これによりまして司法書士の報酬が定められておりますが、法務大臣の認可にあたりまして、全国的に均衡を考へ、地域的な特殊事情ももちろん考慮いたしまして、妥当な手数料額を定めるように十分配慮いたしております。おおむね全国的にこれが統一が保たれているわけでございします。いろいろな手数料を多く取り過ぎたというふうな非難も一部には

あるものでございしますが、これにつきましては、法務局を通じて実情を十分調査いたしまして、先ほど申し上げましたような法律に違反するということになりますれば、懲戒あるいは認可の取り消しというふうな処分をいたしておるわけでございします。

○委員長(浅井孝君) 本案に対する質疑は、本日はこの程度にとどめます。

〔速記中止〕

○委員長(浅井孝君) それでは速記を起して。

次に、検察及び裁判の運営等に関する調査を行います。御質疑のある方は順次御発言をお願いいたします。

○久保等君 法務省で他省と違って臨時職員を非常に大量にかかえておられるような状況にあるようですが、それらの問題について若干お尋ねをしますと同時に、法務省としても臨時職員の定員化の問題について格段の御努力をお願いしたいと思うのですが、その質問に入ります前にちょっと、先般この委員会が四十二年の予算案について御説明があったのですが——予算案というよりも予算案ですが、御説明があったのですが、その中に、本年度三百五十名の定員増を計画しておられるようですが、その定員増も何か凍結欠員の解除の方法でもあって振りがえていくのだというふうな御説明があったのですが、その凍結欠員というのはどういう状況になっておる者をさすのか、若干御説明をひとつ最初に局長のほうからでも願いたいと思うのです。

○政府委員(新谷正夫君) これは一般的な問題でございしますが、凍結職員と申しますものは、閣議決定によりまして、国家公務員の欠員が生じた場合にこれを補充しないことという原則が確立されたものでございします。これはいろいろな配慮によるものと考えますが、その結果、欠員が生じますと、そのまま事実上は自然減になってしまいうのでございします。たとえば、ある組織につきまして十名の欠員ができたという場合に、これは補充がで

きません。したがって、五百名の定員のところ十名の欠員ができましたれば四百九十名の定員と同じ結果になるわけでございまして、この十名は私も行政機関としては採用によつて埋めるということではできない、これがいわゆる凍結というふうな一般的に御理解いただければいいと思います。

○久保等君 現在、凍結欠員はどのぐらいになっておるのですか。

○政府委員(新谷正夫君) 法務省全体の凍結欠員は、私のほうではちょっといま把握いたしておりません。いますぐ調べましてお答え申し上げます。

○久保等君 何か掌握できる、わかっている部分もあるのですか。

○政府委員(新谷正夫君) これは各組織ごとに違いますが、それぞれの組織のものを総括して取りましてもおりますのは官房の人事課でございしますので、人事課のほうへいま照会いたしましてお答え申し上げます。

○久保等君 いずれにしても、四十二年の凍結欠員の解除によつて三百五十名の増員を行なうというところでございまして、それより以上に凍結欠員があるんだらうと想像するんですが、そうすると結局、三百五十名の増員といっても、かつての定員であった者が復活といいますが、定員としてまあ帰ってくるというだけの話で、本来の定員からさらに増員をするという積極的な増員ということにはならぬような性格のようですね。

○政府委員(新谷正夫君) 原則的には、久保先生のおっしゃるとおりでございします。従来欠員補充できなかったのを補充のできるようにするというのが凍結の解除でございしますので、定員法上定められました定員の数には変動がなく、ただ運用上の問題として押えられておったものももとに復する、こういうことになるわけでございします。

○久保等君 数がどうもはつきりしないと、あまり的確な質問もできないんですが、そこらはどうもしかし、われわれ外からながめておって、

ちよつと不可解なんです。もちろん、冗員であり、定員として必要ないなら、これはまあ当然そういうものは削減すべきだと思ふのですが、この欠員そのものを埋めないで凍結してそのままやっていると、運用の問題でしようが、何かちよつと割り切れないものを感じますね。実際の当事者として見た立場からいくと、どういふふうにお考へになるのですか、この凍結欠員というものに対して。

○政府委員(新谷正夫君) これは、私まめ民事局長の立場で申し上げます。ということは、所管の法務局についてというふうな限定した趣旨でお答え申し上げます。確かに、先生のおっしゃる通りに、仕事があつてはいるにかかわらず欠員が自然現象として起きた場合、これを押えられて実質的な増員がはかられないということは、法務局の場合には非常に不都合が生ずるわけでございます。ただ、欠員ができました、何とかこの仕事の性質、内容によりましてはがまんのできるものもないではないということが考えられます。そこで、これは法務省全体として考えました場合に、これは法務大臣の御裁量によりまして、緊急の度合いその他をいろいろお考へになりまして内部の調整をはかられるということも、これは可能でございます。現在、凍結の人員をそのまま押えてございしますが、職員の配置転換によつて——職員を必要とするところへは不要なところから配置転換を行なつてその緊急の事態に対処するようにという一般の政府の指導方針がございます。ただ、予算の段階におきまして私も増員の要求をいたしました場合、何と申しまして、先ほど申し上げましたような凍結解除という大きなワケと申しますか、原則と申しますか、こういうものがございすために、私ももとしましては定員法上の定員をふやしていただきたいのでございますが、政府全体の方針として先ほど申しましたように凍結の範囲内ということでございますれば、これはわれわれ行政機関の職員としてはこれに服さなければなら

ないというジレンマが一つございます。ただ、法務省の組織たくさんございます。法務局も、検察庁、あるいは保護観察所、矯正関係の施設、入管、その他いろいろございます。いずれも人員が足りなくて困つておるのでございますけれども、まあ法務局の場合には事件の増加が非常にないはだしいわけでございす。そこで、予算の指示に際しましては、法務省の内部で凍結の差し繰りをして必要なところへこれを回してはどうかという——これは政府の一般方針でございすが、そういう方針に従つて予算の面での指示があつたわけでございます。法務大臣にもいろいろ御配慮をいただきましてございすが、法務局の場合には特に職員が不足しておるといふ事態に即しますように、現在法務局の凍結定員が四十二名でございますが、この四十二名を解除いたしましたわけではどういふ法務局の事務量に対処するだけのものではございません。そこで、ほかの組織から凍結分を借りまして、合計二百名を採用して差しつかえないということになつたのでございす。

したが、いまして、法務局の本来の凍結分四十二名と二百名との差の百五十八名、これは法務省各組織の内部のやりくりによるものではございすけれども、法務局の側から見ますとそれだけは純増ということになるわけでございす。設置法上、法務省の定員は全体のワケが規定されております。そのワケの中で法務局の人員を実質増に持つていくことは、いま申し上げましたような方法で可能なわけでございす。大臣の格別の御配慮によりまして、法務局の場合については特に四十二名の凍結解除のほかに百五十八名の人員増が四十二年度において認められておるといふのが実情でございす。

○久保等君 それじゃ、この問題については、なお現在の凍結欠員の状況等具体的な数字で御説明を願つて、後ほどまた質問しますが、一応次へ進めて質問したいと思ふのですが、例の臨時職員ですが、これが私の手元にある資料等を見ても千名をこえるような多数の臨時職員がおられるようで

すが、もちろん、臨時職員が必要なことは、特に法務局関係でいろいろ登記事務等必要な事情もわかるんですが、ただ、ずっと過去を振り返つて見ても、年々若干ずつ臨時職員がふえるような傾向にあるような傾向をたどつていられるんですが、本来臨時職員というものは、これはもうきわめて短期間のつなぎに雇用する場合に限られる例外的な採用のしかただと思ふのです。そういう立場から見ると、少し数が多過ぎるし、そういうことに對して具体的にはどういふふうにかこの問題を今後処理されようとしていられるのか、まあその基本方針をまず最初に伺つて進みたいと思ふのですが、どんなふうにかこの臨時職員の問題を見ておられるのか、御答弁願ひたい。

○政府委員(新谷正夫君) 法務局の業務でございすが、一般の經常事務は別といたしまして、現在、事務量の激増に対処いたしますために、制度の合理化あるいは事務の簡素化ということをしていろいろ計画いたしております。制度の合理化と申しますと、現在登記所で管理いたしております仕事に、登記の事務と土地台帳と家屋台帳の事務がございす。これは御承知と思いますが、昭和二十五年に国税から地方税へ移管されたときに地租法等が廃止されまして、その際に税務署の保管しておりました土地台帳、家屋台帳が法務局に移管になったのでございまして、これは不動産の保存登記をいたします際に、台帳に記載されております物件を基礎といたしまして、それをまず登記簿の表題部に登記いたしました、これを基礎として所有権の登記あるいは担保権、用益権の登記が行なわれる、こういう仕組みになっておりますので、法務局が移管を受けました以上は、二つの制度をそれぞれ別個のものとして維持していくよりは、むしろこれを一本化して合理化する必要があるのでないか。そのことによつて、国民の負担が非常に軽減いたしますし、仕事も効率化いたしますわけでございす。そういう趣旨から、登記制度と台帳制度との一元化という措置を講じまして、これは不動産登記法その他の関係法律の改正

をいたしました、昭和三十五年から現在実行に移していただいております。要するに、現在の台帳制度と不動産登記制度とを一つのものにいたしまして、いろいろの面での重複不便を避けて合理的な事務の簡素化をはかつていこうというのがそのねらいなのでございす。ただ、その作業をいたしますにつぎまして、従来の台帳用紙に書いてありますことを登記簿に引き写す作業等が中心でございす。したが、いまして、これはまた全国千七百あまりあります法務局の本店、支局、出張所すべてにわたつて計画的に実施いたしております。各登記所ごとに定員の職員として採用してその仕事をやつてもらふにはふさわしくない。どうして

もこれは臨時の仕事になるわけでございまして、そこでその一元化のために臨時職員を採用いたしておるのでございす。さらにそのほかに、登記簿が戦後非常に粗悪用紙によつて作成されて、これが機械化するに非常に大きな支障を生じておる。機械化と申しますのは、複写機によつて登記簿の謄本、抄本をつくらうという場合に、粗悪用紙のために複写がうまくできません。そこで、いい紙質のものに書きかえまして能率的に複写ができるようにという趣旨で、これも書きかえ作業でございすが、そういうことをいたしてあります。さらに、商業登記簿が非常に閲覧にもたす業務の取り扱いにも不便な点がありまして、これも新様式に改めましてその様式に直していく、こういう問題、あるいはさらにまた、農地報償制度が先般実施されました、その証明事務、これなんかもすべて臨時の仕事でございす。そういう関係で、法務局の仕事がだんだん増加してまいつたというのが実情でございす。そこで、私ももとしましては、こういう臨時の仕事でございすから、臨時は臨時なりに、政府の方針に従ひまして、なるべく短期間にその仕事を処理するようにかし、有能な職員は臨時職員と申ししましても非常

に練達な職員になる素質もございすし、また長い経験の間にはそういうふうな一般職員と差別のつかないほどの有能な職員も出ております。こういった人たちはどういふふうな待遇したらいいかという事は、確かに御指摘のように大きな問題でございす。現在の公務員の採用につきましては、もう申し上げるまでもなく、人事院の初級、中級、上級の試験を合格した者の中から採用するといふたてまえになっております。臨時職員を直ちに右から左へ定員化する事は、これは困難でございす。しかし、そうは申しまして、法務局といたしましては、せつかく職場にもなれた職員でございすから、できるだけ機会をつかまえ、あるいは方法を考へまして、定員職員に組み入れるような方向で努力はいたしておるわけでございす。毎年相当数の臨時職員が欠員補充の承認を得まして定員職員に組み入れられていたという事が実情でございす。今後も、私どもといたしましては、そういう方向でできるだけ臨時職員を定員職員として安定した地位が与えられますように努力をいたしたいと考えておる次第であります。

○久保等君 その定員に繰り入れることについて、年々やられたあとを振り返ってみまして、最近数年間の経過をながめてみると、年々歳々数が減少してきているのですね。だから、いま言われる御答弁の、努力をしておるといふのだけれども、ここ数年間をとってみても、だんだん減ってきておる。すなわち、三十九年の場合には、試験に合格して繰り入れられたような場合は、これは比較的問題ないと思うのですが、選考でもって定員化する場合は数字を見ますと、三十九年が五十六名、それから四十年も大体同じで五十九名、四十一年がたつと減つて二十五名というふうな数字になってまいっております。さらにさかのぼつて三十五年から三十八年ごろを見ると、年に平均百人余りぐらい定員化しておつたような実績もあつたようですが、そういうふうな点を見ますと、なかなかこういふことでは定員化と

いつても實際問題として、これは遅々として、定員化どころじゃなくて、むしろ臨時職員のほうがふえていくのじゃないかというふうな感じもするのですが、ここらをもう少し思い切つて選考でもって定員化することができないのですか、どうなんですか。

○政府委員(新谷正夫君) 原則といたしましては、試験に合格していただくことが原則でございす。試験、人事院の名簿を提示を受けることのできないような場合に、相当期間法務局につとめ、また勤務成績も良好であるという者につきまして、個別的に人事院の承認をいただきまして定員職員に採用することを許されているわけでございす。ただいま久保先生のおっしゃいました四十一年度の定員組み入れの人員は、確かに三十九、四十と比べますと少ないのでございす。これは四十一年度分につきましては十二月十三日ごろまでの数字でございす。その後の採用もあると思うのでございす。この表では、その時点における数字が十二月一日現在でございすので、その後の数字の変動がさらにはずでございす。したがって、この数字よりもっと多くなるだろうと思つてございす。私どもとしましては、できるだけ可能な限り定員職員に組み入れるように努力はいたしておるわけでございす。たとえば、ある地方で人事院の名簿の関係でどうしても採用できないという場合には、ほかの法務局に一応採用いたしまして、その法務局で人事院の承認を得て定員職員に組み入れるというふうな措置まで実は講じているのでございす。でき得る限り現在の臨時職員の待遇をよくするという努力はいたしております。今後ともそういう方向でやる所存でございす。

○久保等君 一つには、やはり賃金日額がきつめて低い、これは現状に合わないのじゃないかと思うのです。これは大蔵省との関係がある問題ですが、現在予算上認められていて一体賃金日額と

○政府委員(新谷正夫君) 昭和四十二年度におき

ましては、一日六百円の平均単価になっております。四十一年度におきましては五百五十円でございしましたが、五十円増額になったのでございす。

○久保等君 これ六百円になつても、現状から見ると、やはり安過ぎると思つて日額だから、もちろん一月まるまる三十日なり三十一日分もらえるわけではない。当然祭日なり日曜日があればその日はもらえないわけですから、金額にするとおそらくやはり一万五千円前後くらいにしかならぬと思つてゐる。しかも、非常に何かほかに魅力がある職種なら、これもまた多小賃金が安くてもつとめる希望者もいるかも知れぬけれども、賃金日額だけこきりもちつて、それで身分はもちろん不安定、いつ首切られるかわからない。まあ首切られるというか、臨時ですからいつやめてくれと言われるかわからぬし、またそのことが日額賃金の場合のむしろ性格ですからね、そういう性格のものなんです。非常にその日その日のいわゆる賃金もらつて暮らしていかなければならぬというふうな不安定な職種であればあるほど、私はあまりにも六百円では安過ぎると思つてゐる。特に大都会なんかの場合だったら、六百円——七百元でも今日では希望者はないと思つてゐる。ちよつと大学生あたりアルバイトでも、八百円、九百元あるいは千円近い少くとも日当を出しておるのが現状じゃないですか。そうすると、ただ単につじつま合わせのために六百円とか、五十円上げたとかいう程度の扱いをしておつたのでは、実際の執行者の立場からいふと、現実には合わぬから苦肉の策を講ずるようになって、金額は六百円になつておるけれども、実際の支出はまた別なんだということになつてくると、せつかくある程度の基準を置いておきなから、それが基準になつておらない現状じゃないかと思つてゐる。まずこの賃金の安いことと、あるいは矛盾を生んでくると思つてゐる。すなわち、あまり優秀でない人を雇わなければならぬ、あるいは特別な事情のある人でなければ来てくれないというふうなこと

になるものだから、これまた、試験を受けてもらふといつても、試験もこれなかなかパスするわけにはいかぬというふうな問題も、また悪循環を繰り返すような形になつてくると思つてゐる。だから、まず賃金の日額をもう少し今日の実情に合ったように引き上げていくこと、これも一つの解決の方法だと思つてゐる。だから、五十円前年度よりも上げたというものの、六百円という金額は、一月月額にならしたら、個人個人の現実にあつた金額にするのとどのくらいになるかというところ、言つたように一万五千円です。一万五千円で一月働かないかといつて来る人は、おそらく東京なんかだったらほとんど絶無、御婦人なんかの特

別なアルバイト的なような意味でやつていかれようとする人なら別だけれども、少なくとも、生きがいを感ぜ、仕事にある程度興味を持って働こう、できればひとつ将来定員化してもらつて法務省で働きたいという希望を持った人が入ってくることはちよつと期待できないと思つてゐる。これらの問題については、大きな問題ですから、一民事局長に要求する問題じゃないですけれども、大臣の——私は、こういった臨時職員に対する日額賃金なんかの問題について、これは政府そのものの、よほど現在の経済情勢なり、それから一般の雇用状況なりを考へながら、こういった問題とやはり取り組んでいかなければならぬ問題だと思つてゐる。小さい問題のようだけれども、実は非常に大きな問題だと思つてゐる。あまりにも現状に合わぬという単金で予算を組んでみても、実行できないと思つてゐる。実行しようと思つれば、要するに人が来ないということになるわけですが、もしまた来るとなると、率直に言つてどうも一人前とはいへないような人が来ることになるだろうと思つてゐる。それでまたやつぱり仕事に非常な支障を来たすということになると思つてゐる。六百円程度では話にならないと思つてゐる。こゝにひつと考へてもらわなければならぬ問題だと思つてゐる。どんなふうにお考へでしよ

うか。

○国務大臣(田中伊三次君) 先生お説の日額の問題につきましては、本年も苦勞をしたのでありますが、六百円という限度にとどまったわけでございます。これはお説のとおりと考えますので、今後十分に実情に沿うようにこれを引き上げること努力をしていきたい。それから、ただいまのことばにもありましたように、臨時職員ではありますけれども、それは地位が臨時職員であつて、朝から晩まで勤務中によつております仕事の内容は定員化された職員とちつとも変わりはないというよりな者が多数でございます。いかにも臨時職員らしい者もございしますが、そうでない者が多数にございします。それから、これらのつとめております者の心情を、どうしてそんな少額の金額で一日働いてくれるかということだんだんと調べてみますという、将来は定員化していただくことができないかと、国家試験には合格せぬでも、選考によつてそういう、一生懸命によつておればそれを認めてもらつて、選考による採用をしていただくことができるんだというように、希望を抱いて一生懸命に働いておるといふ臨時職員が相当数おります。そういう者につきましましては、私からも人事院にすでに話を通じておるのでありますが、これは極力欠員の生じまするたびにこれをひとつ、むろん国家試験に合格してくれればこしたことはございせんが、そうでない場合におきましても、日ごろの仕事の実績にかんがみまして、またその臨時職員としての勤務の年限にかんがみまして、これを選考による採用ができますように、この点についても人事院の承認を求めること一段の苦心を払つていきたい、こう考える次第でございます。理想を申し上げますと、臨時職員は漸次減少していつて、定員化される数になるべく漸次年々ふえていくということが理想でございますが、一方の臨時職員の数が年々減つていくという方向は、この仕事の増に伴ひまして、なかなかそうはいきにくいとも存じます。これを定員化する方向に、年々これがふえてまいりま

するよう、せつかくの努力をしていきたいと考える次第でございます。

○久保等君 この臨時職員の問題については、私はやっぱり大きく分けて問題が二つあると思ふんです。

一つは、いまの大臣の御答弁にも含まれるわけですが、要するに現在ある臨時職員の問題ですね。このことについては、先ほど来申し上げておるように、何とか一日も早く、いわば従来までの臨時職員に対するあと始末といひますか、そういうような意味を含めて、緊急にひとつ処理をしてもらいたい。というのは、採用時にあつて、六カ月以上おつとめになれば将来はひとつ定員の中に組み入れるようにしますからひとつ働いてもらえぬだろうかというような話をされた事例が相当あるようです、実情を調べてみますと、そういうことになつてきますと、これはもう当然、私は、いろいろ事情はあるでしょうけれども、それは、大臣あたりのひとつ政治力を發揮していただいて、ぜひそういうものについては、ぜひもう定員化するんだというひとつ御努力を願わないと、個々のやつぱりケース、ケースとしてとつてみますと、中には、うそをついたのじやないかと、一体いつまで臨時の形でほつておくんだというやうなことになると思ひます、これは私は人道上の問題にもなつてくると思ひますし、しかも賃金が非常に安いというやうなことだと、まあむしろ賃金が臨時だから高いんだと、定員の場合には、定員化されれば身分のほうは安定するから多少賃金は安いけれども、臨時職員の場合には高いんだというなら、これはむしろ常識的に普通だと思ふ。臨時職員であり、しかも賃金は非常に安いということになつてくると、これは一体何が希望かという、将来できるだけ早い機会にせめて定員化して世間と言へるというところに希望を持ち、期待をして私はつとめておる人だと思ふんです。それが、一こうに行く先まっくらだと思ふことだと、いま申し上げたやうな事例などを見ると、これは

明らかに法務当局としても、極端なことを言へばうそをついて、その場限りで人をつつてつとめさしてゐるということになるわけですから、だから、従来からの臨時職員に対する問題については、ぜひ、試験を受けてパスすりゃこれは非常にけつこうなことだと思ふし、あるいは、そういうことで御本人にも御努力願うとして、そのことに對してあまり大きな期待をかけられないとすれば、やはり政治力で選考の形で定員化するやうに最大の重点を置いて御努力願いたい、これがひとつ。

それから、これから新しく採用する臨時職員については、やつぱりけじめをある程度きつとする必要があるのじやないか。人手が足りないものだから、何か甘いことばで、期待を事実持つてもらつて実現できる自信があればけつこうだけれども、あまり確たる見通しもないのに、何か長期的に雇つて、行く行くは何か身分が安定するやうに思わせるやうな状況のもとで採用するやうなことは、きつとけじめをつけてやめて、これは臨時の仕事なら臨時の仕事ですがひとつとつとめてもらえないでしようかというやうなことで、条件を事前に明示すべきだと思ふ。何か前に、昭和三十六年の閣議でもはつきり決定しておられるやうですがね。要するに条件を明示しろ、それから期限も明示しなさいということになつてゐるんですが、これもさっきの賃金の安いことにこれは善意に解釈すれば関係がある。賃金が非常に安いから、そんなことを言つたらだれも来やしない。そこで、多少甘いやうな、期待を持てるやうなことを言つて、現場に人を採用する。したがつて、いつかは定員化してもらへるという期待を持つて入つたところが、實際はそうなつていないというところになつてまいつておるんです。だから、一がいに悪意があつたとは言いませんが、しきりすべきところははつきりしないと、むしろあたたかみのあるやうな気持ちのはからいだったと思つたことが、結果的にはあだになるといふこと

になると思ふ。したがつて、その点については、今後非常にむづかしい面があると思ひます。いま言つたやうに、物価高の時代に、生活の非常ににくい時代に、六百円でひとつ来てくれませんかと言つたら、おそらく来る人はいない。したがつて、人を何とか確保しなければならぬという立場から言へば、実は非常に苦しいというやうなことで、条件をばかして、何とか将来は将来のこととして考えますからさしたつて来て手伝つてもらえませんかという話になるのじやないかと思ふんです。しかし、そこら辺はやつぱりはつきりする必要があるのじやないかと思ふ。これが今後の臨時職員を採用するにあつても問題だと思ふ。

ところが、従来の、いままでの実績を見ると、そこら辺が非常に不明確であつた。むしろ逆に、はつきりと将来は正式の職員として採用しますから働いてくれないかというやうな話まで持ち出されてゐるケースが相当あるやうです。だから、今日までのところではいま申し上げたやうな経緯もありますから、大臣のところまでひとつ格段の御努力をお願いしたいと思ふんです。

それから、この臨時職員については、交通費だとか、それから特に休暇なんかの問題についてはどういふことになつておりますか、全然見ておらないやうですが。

○政府委員(新谷正夫君) 臨時職員につきましましては、この給与が日々雇用の形式をとつております。したがつて、交通費を支給するとか、あるいは休暇を与えるとか、定員職員並みの取り扱いができないわけでございます。現在のところはそういうことはいたしてありません。

○久保等君 しかし、非常勤職員という形のものには、ある程度交通費なり、それから有給休暇といひますか、そういうもののつての扱いをやつておりますね、局長。

○政府委員(新谷正夫君) おそらくそれは、法務局で現在採用しております臨時職員のような形のものではなくて、たとえばある委員会の委員とか、その他常時勤務を要しない職員で、給料は月

額でまわっておるというふうな場合にはないかと推測いたすのでございます。その場合と、この現在の臨時職員の場合と、多少事情を異にしております。これは毎日一日ずつ雇用していくというたてまえでございます。休暇というふうなことは、臨時職員については考えていないわけでございます。

○久保等君 それも形式的な解釈をすればそうだと思うんですけども、しかし、実際問題として実情を考えた場合に、それもきわめて形式的な扱いで、あたかもあるというか、非常に情けのあるような扱い方ではないわけですね。一日一日といつても、完全な、それこそ先ほど大臣のお話にもあったように、いわゆる日雇い労働者、これでも御承知のようにだんだんと最近では年末のもち代の手当を出すとかないうようなことで、だんだんある程度働かない分に対する何らかの給与というものをやってきているわけですね、だんだんそれも積み上げてきているような状況にあるわけですね。それはここで答弁していく面もあるかと思ひますが、しかし、日々といつても、それはなるほど形は日々であるが、長いものは一年以上あるいは二年以上という、実質的にはその本人にとつてみれば法務省のほうにつとめている、法務省のほうにつとめている、毎日とにかくつとめているんですからね。だから、そういう実態を考えた場合に、これはやはり扱い方としては私はむしろ不合理だと思ふんです。形は日々雇っているんだから、あるいは臨時の職員だからというだけでは、実際の雇用関係はどうかという、先ほども申しましたように、仕事そのものは定員化された人と同じような仕事をやっている。勤務も相当期間にわたっている。雇用の形式は別として、実態というものはやはり相当の年月にわたって勤務しておる。おまえは一日も休みがなくなつていいんだと、ほかの人には交通費は出さ、おまえには交通費は出しませんよ、こういう人の扱い方は、私は非常に不合理であるし、また非常に情け容赦のないやり方だと思ふんですね。非常に形式的な問題があると思ふんですね。特に、法務省のほうでやっておられる臨時職員というものの実態をお考えになったときに、仕事そのものは少なくとも数年間はあつたときに、仕事そのものは少なからぬけれども、とにかく数年間はあつたという前提のもとで臨時職員をお雇ひになつていられるんですからね。そういう問題をお考えの場合に、いまの経済情勢、いまの社会情勢の中では、そういうものの考え方は私はやはりちよつと適当でないと思ふんです。したがって、方法としては、法務省単独にやれる問題じゃないですか、むづかしい問題はあると思ふんですが、そこらのやはり問題も片づけていくような前向きな姿勢で取り組んでいただかないと、実際の採用しようと思つてもやはり人が来ないというところに落ちつくんですよ。しかしそのまほほうっておくわけにはいかぬから、何か苦肉の策を講ずるということになる、少しやかましく言うと、問題が起つてくるようになつてくるんです。だから、そこをやるは現状に合うようにやつていかなければならぬと思ふんですが、これは民事局長のものでやれる問題じゃないと思ひます。これもやはり大臣の特別な御努力を願わなければならぬと思ふんですが、そういう交通費にまつて実際かかる金なんですからね、休暇にまつていたつても何でもないんで、年百年じゅうあなたは臨時職員だから毎日働くのが当然なんですというふうな扱い方は、これは私は非人道的だと思ふんですね、やり方として、これらの問題についても何かやはり方法をお考えになるように、大臣のほうでもひとつ御努力願ひたいと思ふんですが、いかがでしょう。

○国務大臣(田中伊三三君) 十分苦心して、御期待に沿うようにいたします。

○久保等君 それから、法務省というところは、法務省の性格もあるんでしようが、特に労務管理なんというところはあつた場合にはあまり使うことばじゃないのかもしませんが、人事管理というのか、そういった面について、一般の官庁な

り、特に一般の現業官庁なりとは違つた風風があるように思ふんですが、外で見ておつても、何か冷やかかなものを感じるような気がするんです。それは要するに、検事という身分を持つておられた方々がほとんどだというふうなことになるかと、特別な有資格者でもあるし、特別なコースを歩んでこられた方々、こういった方々が人事管理なり労務管理をやつておられる。そうすると、実際の一般職員の人たちはやはり違つた風風の中に育つておられるもんだから、これは別に悪意があつてという意味ではなしに、自然にそうなつておるんだらうと思ひますが、それだけやはり一般職員の気持ち、一般職場におけるやはり風風といふものも十分に理解していく必要があるんじゃないかと思ふんです。いろいろ給与の面でも、これは臨時職員と比べるとどうかと思ひますけれども、そうでなくても、一般職員の場合と、それから検察、あるいは裁判官の場合と、それはちろん給与体系も何も全然違ひますが、しかしやはりそこには人のつながりという問題は、そういう制度なり何なりをこえて、そこにやはり心のつながりというのか、そういうものがなければ役所の仕事というものはうまくいかないと思ふんです。したがって、具体的に言えば、私はたとえば厚生施設だとか職場環境なんかの問題についても、特別な配慮を払つていく必要があるんじゃないかと思ふんです。そうでなくても、比較的にかたい役所と思はれていられる法務省なんかの場合には、何か殺風景のような感じ、施設なんかの場合についてもどうも軽視される傾向があるんじゃないかと思ふ。事業官庁と違つて、仕事の性質上とかくそういうふうになるだらうと思ふんですが、したがつて、今後そういう方面についても特別にひとつ關心を持つていただきたいと同時に、いま私が申し上げたように、歩んできているコースはそれぞれ個人個人別であつても、やはり法務省なら法務省という中で仕事をする場合に、人間的には上も下もないのですから、仕事の面で持ち場持ち場は

違つても、人間的な面で上下はないのですから、そういう面でお互いにあたつたかさを感ずるような職場の空気、そういうものをつくられるように心がける必要があるんじゃないか。職員の数といつても、大きな他の現業官庁に比べれば、数は比較的少ないと思ふんですが、少なくとも、一万数千の職員をかかえておられる法務省の立場からすれば、一人一人の職員の気持ちというものを、十分に立つ局長にしても、課長はもちろんのこと、あるいは大臣はじめそれぞれの幹部の方々、そういう職員に対する思いやりというのか、そういうものを常に考えておられる必要があるんじゃないかと思ふんです。これは、単に私は老練的の言つておるのではなくて、ぜひそういう点について格別の御配慮を願つて、厚生関係の施設等についても、職員の希望なりそういったものは十分にひとつ具体的に取り入れて、それは希望があつたら一〇〇%実現できるかどうか、これは国家予算の中でやつていくことで、これはまた私は職員だつてそこまでは期待しておらないと思ふのです。言つたことが何でも実現できると思つておらないと思ふんですが、やはり誠心誠意努力をせられることがこれまた必要なことだと思ふんです。そういう点について、ひとつ格段のこれまた御努力をお願いしたいと思います。これは臨時職員の問題ではなくて、全般的な職員に対する人事管理というのか、労務管理というのか、そういう問題として、これは大臣なり民事局長にもお願いを申し上げておきたいと思ふんですが、それらのことについて大臣のほうから一言御努力の今後のことについて……。

○国務大臣(田中伊三三君) おことばはたいへんよくわかりました。私は役人生活をしたことのない男で、ずぶの庶民から出てきた大臣でございます。したがつて、就任当日のごあいさつの中にも、いまちよつと先生の仰せになりましたような気持ちの話をいたしまして、たいへん親切なあなたかい役所であるという感じを全国の法務省の役所持つようにし、そしてあたつたかき気持ち

でこの役所の仕事ができるようにしていきたい、国民のお客さんを大事にしようとしておりますことは、おいでになる国民の皆さんに対する態度は恋人に対する心持ちを持って、礼儀は雇い主に對する礼儀をとれ、たいへん妙なことはありますが、私の持つております独特の味を持たしたことを述べまして、このことをどの会議に参りましても徹底して努力をしておりますので、いま先生の仰せになることはよく腹にしみてわかるわけでございます。今後十分にそういう気持ちで役所を運営していくことに力を入れてまいりたいと思ひます。

○久保等君 さつきの答弁……。

○国務大臣(田中伊三次君) 数字が出てまいりましたから……。

○政府委員(新谷正夫君) 法務省の全体の凍結人員の数をたゞいま人事課で調べてもらいましたところ、本年の四月一日現在で百九十八人となつておるようでございます。

○委員長(浅井孝君) 午前の質疑はこの程度にとどめます。午後一時まで休憩いたします。

午後一時三十分休憩

午後一時三十分開会

○委員長(浅井孝君) ただいまから法務委員会を再開いたします。

旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。田中法務大臣。

○国務大臣(田中伊三次君) 旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律案について、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、一般の公務員の恩給の増額に伴い、旧執達吏規則に基づく執行吏の恩給を増額しようとするものであります。

御承知のとおり、執行吏を退職した者には、一般の公務員の場合と同様に、恩給が支給されることになっておりますが、今回、政府におきまして

は、一般の退職公務員の恩給年額について所要の是正を行なうため、その恩給年額の計算の基礎となる仮定俸給年額を、受給者の年齢に依り、六十五歳以上七十歳未満の者についてはその二〇%を加えた額に、七十歳以上の者についてはその二八・五%を加えた額に、それぞれ改定する等の措置を講ずることとし、恩給法等の一部を改正する法律案を別途国会に提出いたしております。そこで、退職執行吏の恩給につきましても、これと同じ割合により恩給年額を是正する必要があると考えられますので、その恩給年額の計算の基礎として、一般公務員の仮定俸給年額に見合つて定められております現行の十五万三千六百円を、受給者の年齢に依り、六十五歳以上七十歳未満の者については十八万四千四百円に、七十歳以上の者については十九万七千五百円に、それぞれ引き上げることとし、なお、この措置は、一般の退職公務員の場合と同様、本年十月分から実施することにしたのであります。

以上が旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に関する法律案の趣旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長(浅井孝君) 本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○委員長(浅井孝君) 午前に引き続き、檢察及び裁判の運営等に関する調査を行ないます。御質疑のある方は順次御発言を願ひます。

○亀田得治君 私は、三月二十三日の法務委員会で、小倉地検の嶺崎事務官が是次より収賄をしてお尋ねしたわけですが、本日は、法務大臣の出席を得まして、重ねてこれに関連する問題を若干お聞きしたいと思ひます。初めに、昭和四十一年八月二十九日の日豊線汚職事件に関する判決、この判決の中で、嶺崎事務官に対する贈賄事件、こ

ういうものがあつたことが指摘されたわけでありますが、その判決を見ますと、単にそれだけ

じゃなしに、非常に重大なことが指摘されております。それは小倉警察署に留置されておる是次に対する異常な当局の扱いという問題でありまして、その該当の部分を若干読んでみたいと思ひます。そのあとで質疑をいたしたいと思ひます。判決の一部であります「同年」——同年というものは昭和三十八年ですね——「五月二十五日までの約四カ月間監獄法第一条第三項の規定に違背して同被告人を——これはつまり是次ですね、是次を前記刑執行の形のまま同留置場に留置し、その間、前叙のとおり度々参考人として取り調べている松本イシをして、殆んど連日の如く昼食を差し入れることを許容し、又同警察署二階取調室において自由に同被告人と面会させ、或いは同被告人において同警察署備付の電話を使用するのを黙認し、同被告人所有のテレビ受像機を同警察署取調室等に持ち込ませてこれを視聴させ、取調後はそのまま雑談、喫煙を許すなどしたうえ、更に、同留置場と同警察署取調室或いは福岡地方檢察庁小倉支部との間の同被告人の身柄の護送に際しては、他の既決囚に対する場合と異つて殆んど手錠を施すことをなさず、又、同被告人の義父や義弟の就職をあつせんする等種々便宜を与へ、他方、同檢察庁小倉支部における檢察官の取調べに當つては、事前に取調べをなした警察官又はその指揮下にある警察官において同室したうえ同被告人の供述を筆記したりなどし、その内容を前記捜査主任に報告する等して、同被告人をして司法警察員に対する供述と異なる供述をなし得ない状態に陥らしめ、遂には、取調官の命によつたといへない迄も同留置場監房係において、同年四月中旬、同年五月上旬、同年二十五日ごろの各深夜、同被告人の求めに依り同留置場非常口付近で、手錠はおろか立会人もなく、同被告人と前記松本イシとを密会させ、その結果同被告人が脱獄するに至つたことが認められ、こつういふことが判決の中に書かれておるわけです。私たちがこの判決を問題にいたしましたのは、是次から嶺崎事務官に対する贈賄の事実、そういうことをしてこの収監さるべきものを

を収監を延ばしていた、こつういふことでこの判決を問題にしたわけですが、精細に調べてみますると、いま私が申し上げたような非常に重大なことがこの判決の中に書かれておるわけです。おそろしくこのことは、私が前回質問したくても、この判決を檢察も警察もお調べになつてゐるでしょうから、当然ここに書かれておる事実というものについてこの出先のほうの調べをやられたと思ひますが、その結果をこつこつと御報告を願ひたいと思ひます。事実どうなつておるのか。

○政府委員(内海倫君) 警察関係につきまして、ただいま亀田先生から、判決文に書かれてある点についてお述べになりました内容につきまして、当時警察のほうで、福岡警察署についてこれらの事柄の報告を求めました内容につきまして、順を追つてお答えを申し上げます。

まず、約四カ月間監獄法に違背して同被告人を代用監獄としての小倉の警察署に移監して長期間にわたつて調べた、こつういふ問題でございます。

弁解するつもりはございませんが、そのような事実は確かにあるわけでございますが、ただ、これは十分御承知のように、捜査上必要がありま

場合は、現に刑務所に収監されております者を代用監獄としての警察署に検事の指揮によつて移監して

もらつて取り調べをいたすことはしばしばあるわけでございますが、これは法の規定にもありますように、一カ月以内であるといふことござ

います。この点につきましては、一応当該警察におきまして、その間一カ月ごとに一応小倉の拘留所のほうに帰す、再び指揮を得て代用監獄として

の小倉署のほうに移監をしてゐる、こつういふことを四回繰り返してゐるわけでありまして、一応法の定めるところに違背しない形はとつております

けれども、確かにこの点につきましては、私どもも決して適当な措置であつたとは言えないかもしれ

ません。しかしながら、捜査の必要上こつういふふうなやむを得ざる措置をとつたものと考えらるべきであります。

次は、松本という本人について——義母であり

かつ情報であるといわれておりますが、これに連日のように昼食を差し入れされている、あるいはまたしばしば面会をされている、こういう問題でございまして、これは確かに四カ月間の間に二十回くらい、取り調べ官の立ち会いのもとに一回十五分ないし三十分程度面会をされていると、こういうふうな報告をされてまいっております。

また、食事の問題でございまして、福岡県警察の報告によりますと、被疑者である是沢が非常に胃弱であったために、十数回かゆ食の要求がありましたので、これを許しましたが、連日にわたって食事の差し入れ等について特別扱いをしたという事はないというふうに報告をいたしております。

それから電話の使用の問題でございまして、これにつきましても、いろいろ報告を聞いてみましたところ、十四、五回取り調べ官が指示をして本人に電話の使用を認めた、こういうふうな報告を受けております。

それからテレビを見させたという問題であります。福岡県警察の報告してまいりましたところによりますと、この被疑者の是沢の義弟がたいへん競輪にこつておる、いわば競輪狂というところのために、何もかも入質して換金するというふうなおそれがあるので、本人の希望によって、テレビのみならずその他若干のものを保管してくれというふうなことの要求がありましたので、これを保管し、その際、取り調べの終了後に、あるいは途中でたまたま大相撲の名古屋場所をやっておったようでありまして、こういうときに一回、その他終了後に数回見させたことがあるという事実を申ししておりますが、私どもとしましては、たとえ本人がそういうふうな換金云々というふうな要望がありまして、それを預かる、あるいは預かった上でたとえそれが取り調べに支障あるなしのいかんを問わず視聴を許すというふうなことは、私は決して妥当な措置ではない、かように考えております。

取り調べ後に、取り調べ官が被疑者と雑談をし

たり、あるいは自由にたばこを吸わせたというふうなことのようでありまして、これはまあ確かにそういう事実ではありますが、取り調べが終了しますと、取り調べ官と被疑者が対話をしたり、あるいはその提供するたばこを喫煙を許すというふうなことも通例があるようございまして、特に今回のこの被疑者に特別の扱いとしてそういうふうなものを認めたものではない、こういうふうな報告をよこしております。

押送時に被疑者に手錠をしないというふうなことで特別に便宜をはかったというふうな点でございまして、これも事実でございまして、さりながら警察官が一名だけで押送したときは必ず手錠をしておったようございまして、二名で押送するときには手錠をしないこともあったというふうな報告をしてまいっております。しかしながら、私どもは、逃走のおそれもあり、あるいは反抗その他に出るおそれもありますので、必ず手錠をするようにというふうな指導をいたしておるところでございまして、たとえ二名で付き添いしても手錠をしなかつたという点については、私どもも遺憾な点だと考えております。

次に、義父あるいは義弟の就職をあっせんした、こういうことであります。その事実はあるようございまして、ただ、私どもに接しておる報告で、どういふところにどういふふうな方法であつておりましたかという点の内容は、私たたいま聞いておりましたが、報告によれば、被疑者等から懇望されて、取り調べ官が情にほだされてあつておることをいって、いわば善意の処置であるというふうな報告をいたしております。

それから、検察官の取り調べにあたって、捜査に当たった警察官が立ち会いあるいはノートしたというふうなことが判決で言われておるようでありまして、福岡県警察の報告によりますと、この場合一応検察官の了解を得て本人を押送した警察官が立ち会ったことがあるという点でございまして、本来こういうことが、自由についての任意性を疑

われる、あるいは検察官のとるべき心証を阻害するおそれもあり、私どもも決してこういうことがあつていいとは思いませんが、福岡県警察の報告によりますと、この場合においては自由を強制するような結果というところは起こつておらないというふうに報告をよこしております。

最後に、留置場の監房の係の者がこの松本イシとたびたび密会させ、ついに本人をして脱獄させるに至つた——これはそのとおりの事実でございまして、永芳という看守係の巡査がそういう逃亡を助助したことになる。松本イシという女から数回にわたつて酒、洋酒等の贈賄も受ける、しかも二人を会わせておるときにその看守をことさらに怠つてついに本人を逃亡させたという事実がございまして、これは直ちに懲戒免職に付します。ほか、永芳巡査につきましては事件として送致し、すでに判決もすべて終わつておるところであります。また本部長以下責任のある者につきましても、全部それぞれ必要な行政処分を行なつたところでございます。

以上が、ただいま亀田委員から判決について述べられました事柄についての福岡県警察について調査されました結果の報告を申し上げたところでございまして、まあ私どもといたしましては、捜査というもののについては非情なようでありまして、厳格に、遺憾のない取り調べを行なうべきもので、それぞれの点につきましても何らかの形における遺憾の点のあることは、はなはだ私どもとしまして残念に思うところでありまして、しかしながら、一言弁解をさせていただきますと、私どももこういうふうな問題につきまして、取り調べに当たる者の心理、心境というふうなものをいろいろな形で聞いておりますが、やはり長く調べておきますと、どうしても人間対人間という関係で情が移るといふふうなこともあつて、それがもっと厳格でなければならぬという意識のはかに、やはり人間という気持ちで、まあいわば善意ある行為といふふうなことも出るようございまして、十分今後も慎まなければならぬ点

だと、かように存じます。はなはだ弁解めいた点でございまして、一応御報告を申し上げます。

○亀田得治君 これは、判決に指摘されたこの点、ほとんどいままのお答えから見ましても事実と間違いないようであります。これは、一つずつ聞いておりますとたいへん時間がかかりますので、いまお答えした中で特にこの点と関係するところを確かめておきたいと思つて、それは、一カ月ごとに是沢を刑務所に帰して、そうしてまた連れてきた、そういうことで一応法律には違反しないたてまえをとつておるといふふうな言われましたが、これは、刑務所に帰して、そうして新たに連れてくる、その間にどれくらい時間が置かれておるのですか。

○政府委員(内海倫君) ちょっと日時を申し上げたいと思つて、第一回は、三十八年の一月二十三日から同年二月二十二日までが第一回目の移送でございます。第二回は、二日後の二月二十四日に移送いたしました。同年の三月二十三日まで移送をして、第三回は、昭和三十八年の三月二十七日から四月二十五日まで、第四回は三十八年の四月二十七日から五月二十五日まで、小倉警察署からそのあとは逃走しておるわけでありまして、したがって、二日ないし三日という間を置いて拘留所に帰し、また小倉警察署へ移送しております。

○亀田得治君 この判決が違法な措置だと言つておるの、一日や二日帰してもそれはただ一カ月という法律の規定に反しないように形式を整えておるだけであつて、そういうことではいけないという点を指摘しておるわけですね。だから、これは十分ひとつ今後ともそういうことのないようにやつてもらわなさいといふかと思つております。

それから、松本イシですね、これがたびたび是沢に留置場の警察の調べ室で面会をしておる。これ二十回と言われましたが、これは記録によつて明らかにしておるのですか、何日ということ

が。

○政府委員(内海倫君) いま私の手元に持つてお

ります資料では、約二十回くらい出ておりますので、この回数基礎はおそらく記録によって出しておるものと思いますが、いまその基礎になるものを持ってきておりませんので、ちょっとお答えいたしかねます。

○龜田得治君 判決では、ほとんど連日のごとく云々という書いておるわけです。こういう問題については、裁判官もなかなか慎重で、やむを得ずこれは書いてあるんだと思います、供述調書の任意性に関連して。したがって、ちゃんとお調べになった上での結論だと思いがね。ひとつその点をあとでいいですから、資料によって知らしてほしいと思います。面会の日にちと時間と、そうして昼食を入れた日、できますか。

○政府委員(内海倫君) 福岡県警察のほうに命じまして、連絡しまして、わかる限りにおいて資料を整えたいと思います。

○龜田得治君 それから電話を使用した——先ほどは警察官のほうで何か用件などを聞いて使わせたというふうな意味のことを言われたわけですが、これは何かちゃんと記録でもあるのでしょうか。

○政府委員(内海倫君) はたして一回一回電話をさせたという記録をしておりますかどうか、なお確認してみたいと思いますが、これを徴しましたときの報告によれば、捜査上の必要があつて取り調べ官の指示によって十四、五回くらい許した、こういう報告に相なっております。

○龜田得治君 これは、捜査上の必要という意味がちよつとわかりかねるわけですがね。これは是沢の私の用件のために使うのを大目に見ておったのじゃないでしょうか。捜査上の必要ということになれば、必要があれば警察官がその相手のほうに行つて尋ねたらいいいわけでは、ほんとうに捜査上の必要ということなのか、どうなんでしょうか。

○政府委員(内海倫君) はなはだずさんなのでございませうけれども、私どもが徴しておる報告の中では、ただいま申し上げたような報告をしてお

りますので、私用上の電話をかけてにけることを黙認しておつたというふうなことが報告には参つておりません。

○龜田得治君 そうしますとね、どんな捜査上の必要なのか、これを私は明らかにしてもらわなければいかぬと思います。普通は、警察官なり検察官がどこかへ電話しておつたならば、それはどういう中身か、そんなことまで一々聞きません。しかし、原則としてそんなことのできない立場の人が黙認されてかけているわけですからね。その捜査上の必要ということの意味がわかるように、ひとつこれもはっきりしてほしいと思います。いいですか。

○政府委員(内海倫君) できるだけ調べてみたいと思ひます。

○龜田得治君 それから、検察官の取り調べにあつて、警察官が立ち会つたという問題について、検察官の了解を得てそのようにしたと言われしておりますが、これはもちろん検察官もそのつもりでなければそういう場面はでき上らぬわけですね。だから、そのことを了解を得てという意味になれば了解がとれません、この検察官はだれなんです、柴田検事ですか。

○政府委員(内海倫君) このところでは、いま私具体的な検察官の氏名を承知しておらないのでございませうが、一応検察官の了解を得た、こういうことでございませう。

○龜田得治君 これはたぶん柴田検事だと思ひますが、明らかにしてほしいと思ひます。調べればわかるはずですが。

○政府委員(内海倫君) 後刻調べてお答えいたします。

○龜田得治君 最後の密会させたという件ですが、これはいわゆる肉関係係まで黙認したという意味ででしょうか。

○政府委員(内海倫君) これは詳細に報告を私どもも徴しておるところでございませうが、その報告の中では、そういうふうな肉関係係に及ぶというふうな具体的な点には触れておりません。

○龜田得治君 そういう点は、報告にはないかもしれぬが、確めておらぬのでしょうか。普通は、会はずとかね、そういうふうなことを使うわけですね。それを特に厳格である裁判官が密会という言葉をここに使用しておるわけなんです。私たちが非公式には裁判官にどういう意味かということも多少聞いてもらふようなことももしましたかね。当然、これは警察署の中で起きたことですから、あなたのほうはそういう報告書だけに満足しないで、事実どういう程度のことであつたかということをおははつきりすべき問題だと思ひます。そういうことからお尋ねしておるのですが、報告書だけじゃなしに、再度確かめてみるということはどうでしょうか。

○政府委員(内海倫君) 特に、この被疑者を逃走させた事件につきましては、当時におきまして、逃走させた看守の巡査の送致をいたさなければいけませんので、そういう観点からも詳細に取り調べを行なつておりますし、また本人の懲戒免官及び監督の立場にある本部長以下関係者の行政処分を行なつておりますので、それに際しまして、詳細に捜査または調査を行なつたところでございませうが、その中におきまして、それらの書面から、松本イシと足沢をひそかに面会させたというふうなことは出ておりますが、両者が肉関係係に及ぶというふうなことの便宜を取り計らい、またそういうことをさせたというふうな意味合いのことは出ておらないようでございます。

○龜田得治君 これはあまり理屈を言うておるとちよつと話がややこしくなりますが、もつと念を押して調べてみてくださう。それだけで要求しておきます。

○政府委員(内海倫君) すいぶん調べたあとでございませうが、なお御要望に應じまして、もう一度念を押してみたいと思ひます。

○龜田得治君 裁判官の印象としては、肉関係までに及んでおるといふに——これははつきり言ひませう、裁判のことですから——というふうな感じのすることを、この某氏から聞かれて

答えておる。それを私たちが聞いておるわけです。密会ということばの意味から大体想像はできるのですが、もう一度明確にしてほしいと思ひます。それで、これは警察における扱いも異例ですね、何といつても。あなたさつき、情が移るとか移らぬとか言つておりますけれどもね。そんな簡単に感情論というものを持ち出されたのでは、これはなかなかしめくりが私はつかぬようになると思ひます。これだけの異常な、普通とは違つた扱い、これは当時日豊線汚職事件の捜査並びに公判を担当していた柴田検事などが私は知らないはずがないと思ひます、これだけの一連の扱いというものを、この点はどういふふうに見ておりますか。これは刑事局長お答えいただきたい。

○政府委員(川井英良君) 柴田検事もこの辺の事情は十分に承知してはいたはずだと思ひます。と申し上げますのは、先ほど警察官のほうから御説明がありまして、この監房から逃走したこと、逃走補助と取賄の事件で小倉支部の検事が調べて起訴しておりますが、これが日豊線の汚職の派生事件として、その一環の事件となつておりますので、この事件を調べた以上、その間の事情というものは当時の検事としてはおおよその概要をつかんでいたのではなからうかと、容易に推察できることだと思ひます。それからなお、この事件につきまして、四名のうち三名が無罪の判決を受けたので、検察官として判決を十分検討いたしまして、自由している調書についての任意性という問題について、控訴趣意書の写しをとりまして、先ほど内海局長から詳細御説明がありました。いろいろな判決に指摘されているような部分的な事実があつたことをあげて、なおそれにもかかわらず本件の自白調書は任意性があるのだと、こういうふうな主張のもとに控訴趣意書がで上がったのでございませう。さうなところから申しまして、こういうことについて、当時並びにその後において検察官がある程度のことを承知しておつたということは、当然申し上げなければ

ならないことだと、かように考えております。

○亀田得治君 一体、検察官がこういふことをある程度知っていて、黙ってやらしておいていいのでしょかな。この人は何でしょう、刑の執行中でしょ。刑の執行の責任は、これは検察官でしよう。私は柴田検事はあまり当時は知らなかったのじやないかというふうにお答えになるのかと思つていたのですが、それは知つていたはずだと、その点、刑事局長のお答え、まことに率直で、私はいふと思うのですが、しかし、知つていてこういうことが四カ月も続いているということ、は、はなはだ心外なわけですが、その点については刑事局長どうお考えですか、やむを得ぬと思うのですか。これは法務大臣にちよつと聞いてみましょう。

○政府委員(川井英良君) 注意して述べたつもりであります、判決に書かれていふようなことを全面的にすべてこの事件の当時柴田検事が知つていたかどうかという点については、これはもちろんそこを検討が必要だと思つては、これはもちろんいまの逃走補助なり収賄なりというやうな事件が現実起訴されて、有罪の判決を受けて、したがつて、その間未芳調査の当時の状況をめぐつての捜査、これは捜査官として当然尽くされておると思つたので、全部であつたかどうかということとはもとよりはずりいしたしませんが、その当時の是沢の留置場における取り扱ひというやうなことにいふ程度は認識があつたのではなからうかというやうな考え方でございまして、その後控訴趣意書なんか見ますと、判決にも書かれておりますので、検事がその後調べたところに基づきまして、先ほども内海局長が述べられたやうな事実のある部分についてはこれを認めながらも、なお任意性があるのだと、こういふやうな主張をしているということでありまして、当時とまたその後における控訴趣意書を出す当時における認識は、もちろんその間に多少は相違があらうかと思つても、当時におきましても全く全然知らなかつたということは、これは

申し上げられないんじゃないやなからうか、こう思ひます。そこで、その当時この事件を調べてさういふやうな事情がわかつた以上は、その後その点について深く私どもとして特に念を押して調べておりませんけれども、検察官としては当然控訴維持にも結びついてくることでありますので、警察に對してその辺のところを十分に念を押して間違ひのないやうに連絡をした、こういふやうに確信しております。

○亀田得治君 柴田検事は、是沢を調べる際に、小倉警察署に検事から出張してきて調べていたんだと思ひますが、さうでしよな、その点どうなんでしょう。

○政府委員(川井英良君) こまかく、何回警察へ出張したか、あるいは被疑者を検察庁へ呼んで調べたかといふやうなことを承知しておりませんが、おそらく警察にも出張して取り調べをしたことがあつたと思ひます。事件の性格なり、あるいは相当長期にわたつての取り調べでありまして、この間申しましたとおり、七回にわたつて追起訴が約四カ月の間に行なわれておりますので、実情から申しましても当然、すべて検察庁に呼んで調べたということではなくて、場合によつてはみづから出向いていつて調べたということも、これは捜査の常道からしてあつたのではないかと思ひます。

○亀田得治君 柴田検事が何回は沢を調べ、さうしてその場所は検察庁であつたか警察署であつたか、それをひとつ明らかにしてください。いましもらうと一番いいんですが。

○政府委員(川井英良君) いま資料がありませんので、できるだけ調べて結果をお答えしたいと思ひます。

○亀田得治君 是沢は刑の執行中の人ですから、この身分といふものは、これはもう検事側にあるわけでしょう、一切の責任が、どうなんですか。これは法律的な問題として、執行中に調べておるものであつて、刑の執行ということがむしろ重いわけでしょう。確定判決の執行なんですから、検事の

掌中にある人なんで、これは検事としては一刻も目を離すことのできない人物なんでしょう。その点、法律的にどういふやうに理解しておりますか。

○政府委員(川井英良君) 御承知のとおり、確定判決がありまして、検察官が刑の執行を指揮いたしまして、そしてその結果、この被告人が、この刑を受けた人が、結局拘留所に、ないしは刑務所に入つて受刑者となる、こういふこととなつておりますので、刑の執行した後にきましてその身柄をどこに移してどういふやうな処分をするかといふことにつきましては、必ずしも検察官が一々これに關与して、どういふやうにしろ、こういふやうにしろといふやうなことはいたさないことは、これは御承知のとおりだと思ひます。ただ、その執行中の者について別な犯罪の容疑が発覚いたしましたために、その刑の執行中の身柄を拘束されている者について別なまた犯罪容疑でもつてその者を取り調べるというやうな必要性が生じたといふやうな場合に、たまたまその受刑中で身柄が拘束されておりますので、それを適宜代用監獄といふやうなかつたやうで警察の留置場に移して、その間において検事並びに警察官がはつきりした余罪について取り調べをしたといふやうな事情に法律的には本件の場合には相なつてゐるのではなからうか、こう思つております。

○亀田得治君 先ほど警察署における是沢の取り扱ひを具体的にお聞きしたわけですが、ああいう扱ひはけしからぬといふことは、これはもう明らかですね、法務省としてどうですか。聞くまでもないことですが、是沢に対して、先ほど私が判決を読み上げた、あのやうな扱ひを警察でされた、これは明らかに間違つたことだといふことははっきりしてゐるでしよ、法務省として。

○政府委員(川井英良君) 判決理由に示されたところのとおりであるといふ、さういふことを前提として考へてみますといふと、通常の疑ひを受けた容疑者を取り扱ひ中の身柄の処遇としては外形的に見てまことに適當でないものがあつたのじや

なからうかと思ふことは、全く同感でございます。ただこれは、前回に詳しく申し上げましたとおり、非常に変わった特殊な性格の是沢という人は人であつて、どうも役者が一枚も二枚も検事や警察よりも上の人で、これに振り回されたといふ感が多分にございまして、通常の場合ですといへんおかしいのですけれども、そのことのゆゑに私どもの責任がなくなるものもあらう申し上げませんけれども、非常に特殊な事例であるといふことを前提にしてひとつお考えをいただきたい、お願いでございます。

○亀田得治君 私は、これは柴田検事に直接聞いてみないとわからぬことですが、これだけ長期的にわたつて異常な扱いを受けておるわけですから、これは当然柴田検事も、普通の扱いではないといふことは、これはわかつていたと思ひます。しかも、そのことは正しいことではない、不当なことだといふところまでは、皆が一致して認めておる。検事がうすうす知つていて、不当なことを黙つておるといふことになれば、これは私はいわゆる黙認といふのはこれなんで、これで私は十分上司としての責任を果たしたと言へるかどうか疑問を持つわけですが、で、みづから、どうもおかしいじやないか、どんなことをしているのか、こういふて聞けば、これはすぐわかることなんです、わかってくることなんです。さういふこともしないで——おそろくしておればさういふことにはならぬでしよ。だから、さういふこともしなかつたのだらうと思ひますが、まあ悪く考えれば、是沢に贈賄についての警察や検察官が考へてゐるやうな供述をさせるためにことさらに問題を起こしているのが、さういふやうに取れるわけですね、推測すれば。さうすれば当然、これはさういふ推測が成り立つとしたら、これはもうことばのいかんにかかわらず、むしろ検事が指揮してやりました、こういふことに積極的にむしろなるわけですね。これは非常に重大な問題だと思ふ。だから、柴田検事がもしこんなことに気づかな

かつたといえ、これはまことに勘の悪い、とてもそんなことで手練手管の人間なんか調べるわけにゆかぬ。これは検察官資格審査会にでも出さなければいかぬぐらゐの問題だと思ふのですよ。こんなことがあつても何もわからぬ、感じもしなかつたし、感じてゐたというなら、これはやらしいのだと、どつちかになるのですかね。これいくら突詰めて考えても、この辺は所高所からやはり判断しなきゃならぬ問題点でして、法務大臣どういふふうにこれお考えですか、ひとつ忌憚のないところを……。

○国務大臣(田中伊三三君) この是判決の理由書の中に示されておる数々の行き過ぎであります。が、これを本件を担当しておりました柴田検事がどの程度に知つておつたものであるか、これを詳細にいたしませんとお答えを申し上げかねるのがありますけれども、いやしくも本件のような事件があることをおとばのように全く察知し得なかつたといふことは、言い得ない事情があるのではないかと。そう考へてみるという、これはまことに重大なことで、そういうことが黙認されておつたなどということが事実かあるといひます。まず、これはゆゆしい問題として、法務省においても取り上げずにはおれない事柄にならうと思ひます。ただ、この重要な検事の職務に関する問題を、仮定の上に立つて私がこれはけしからぬとかこれは責任があるといふことをここで直ちに申し上げることは軽々であると思ひますので、柴田検事に関するはたいたしまのお話をめぐるひとつ問題を詳細に調査をいたします。どういふ状況のもとに柴田検事が察知し得なかつたものであるか、あるいは察知しておつたものであるかといふことをつまびらかにひとつたして、その上で御報告を申し上げると同時に、反省すべきは虚心たんに反省をしてみなければ申しわけがないと、こう考へる次第でございます。

○龜田得治君 私がこのことを非常にやかましく言ひ、明らかにしたいと思ふのは、この前の質疑にこれがやはり関係があるわけなんです。とい

うのは、前回、是が嶺崎事務官に贈賄をして取監を延ばしておつた、こういうことを初めから柴田検事は知つておつたのに、検察内部のことだからというので隠してきつたのではないかと、こういうことが前回の質疑の中心点であつたわけですね。しかし、その点については、刑事局長は、どうもいろいろ調べたが感づかなかつたようだというふうにお答えになつてゐるのです。しかし、私はそのお答えにはまだ実は承服しておらぬのです。それで、事実嶺崎事務官が三十八年の三月やめ

た——ちやうどきやう質疑をした、警察におけるいふろんな不当な問題が出ておるそのころですね、嶺崎事務官がやめた。これは金をもらつたといううわさがずつと検察庁の中に広まつたわけですね。そうしてやめた。そのころ柴田検事は是と嶺崎の間に入つて、ともかく十万円返してやれと、これで話をつけたのですよ、やめた直後に。しかし、その事實はあなたのほうはお認めにならぬわけだ。つけたけれども、それを実行しないので、後ほど是のほうから民事訴訟が起きてくる、こういう段取りになるのですが、その民事記録などには、柴田検事がそういう動きをしたことが書かれておるうちに、これは間接的に聞いたのですよ。だから、これも私は調べてほしいと思ふんです、そういう点を。

それから、それだけじゃなしに、その後、これも間接的に——地元に行きませんから間接な伝聞ですが、公判の記録には載つておらぬけれども、何回も是が柴田検事に食つておかつて、そうした嶺崎の問題のことについて公判廷でしゃべつたようですね。だから、これは柴田検事は三十八年の秋まで公判に立ち会つておるわけですから聞いておるわけなんです。しかし、それは物的な証拠がないといふことで、刑事局長はお認めにならぬんですけれども、しかし、そういう柴田検事は是とといふいろいろな関係ですね——嶺崎を通じてきた関係です、結局、そういうものが入りまじつて、そうしてこういう不当な警察における扱いにつきましても柴田検事としては注意もできないとい

いうふうな私は事情にあるといふふうに見てゐるんですが、私の見方は少し片寄つてゐますか。どうですか、刑事局長。

○政府委員(内海倫君) いろいろ具体的な資料を合理的に整理されての推理でありますので、ごもつともな点もあると思ひます。私のいままで調べた範囲では、先ほど申し上げました永芳巡査の事件が問題になつて検察庁に送られてきたのは三十八年の六月の初めのことでありまして、六月八日に起訴になつておりますので、二月の四日に第一回の事件送致を受けて、それから六月の二十五日に最後の追起訴が終つておるもので、その一番最後のほうの六月の初めごろにいまの永芳巡査の逃走補助の事件が送られてきた、こういうふうな関係になつておりますので、私当時これを調べた検事はその間の事情の概況を知つてゐるはずだとまづすぐに申し上げましたけれども、これはまた、いまの調べの当初からそういうふうなことに十分知つてゐたのか、調べが終つたに近づいたころにそういう事情を承知して、おそれ、いまは警察と検事との間は指揮関係でございますので、御承知のとおり協力関係でありますから、適当な範囲と程度でもって警察の身柄の扱いについての注意を喚起したといふことは当然あつたことだらうと思つておられます。それから、検察官として事件を捜査いたしましたことと、これは裁判の法廷へ持ち出すことになりまして、取り調べをする検察官として一番こわいことは、取り調べの過程において不正なり不当なりといふようなことがあれば、必ず公開の法廷でそれが暴露されますので、これは検察官としては最も致命的なことでありまして、それから、その事件が有罪になるか無罪になるかといふことはかりに一応別問題といたしましても、検察官としては信頼のおける公正な取り調べをしなかつたといふらく印を裁判所によつて押されるような結果になりますので、私も自分の経験から申しまして、そういうふうな取り調べにあつたて適當でないことがあつたといふことが一番こわいことで

ありますから、柴田検事といへども、その前の経歴並びにその後の経歴を見ておりましたも、なりたての検事ではございませんし、かなりの経験を積んだ検察官でございますから、私はそういうことを知りながらしかもなおかつ仰せのように検察官がこれを黙認しておつたといふふうにはとうてい考へたくなないのでございます。もちろん、先ほど大臣からも弁明されましたように、なお念を入れてその辺のところは、私当面の責任者として、現地についていろいろ取り調べ、また捜査をさらに徹底をさせますけれども、今日の段階といたしましては、柴田検事がさうなことを知つてこれを黙認しておつた、こういうふうな最初の仮定なり断定なりといふふうなところに私も一つ疑問を持つものでございます。

○龜田得治君 だから、ひとつ検討してみたい。私がいま指摘した民事記録の関係、是沢からの贈賄の話並びにそれをまとめたいきさつの問題です。それを調べてみて下さい。

それともう一つは、本日問題になつたことについての関係ですが、一番大事なのは、どういふ状況での捜査をやつてゐたか、検察庁に足だけ来ていて、そうして警察には全然柴田検事が足を入れておらぬという関係であつたのかどうか。これは記録によつて明らかだと思ひますから、総合的に一べんこの点についてははつきりさせてもらつて、場合によつては法務大臣としてもこれははうっておけない、処分をしなければならぬ問題でしよう。だから、これはひとつ次回までにきちんと整理してお答えを願ひたいと思ふのです、非常に疑問がかかつてゐるものですから。よろしいですね、大臣どうですか。

○国務大臣(田中伊三三君) 先ほど申し上げましたように、非常に重大な意味を持つ御質問でありますので、はたして柴田検事が事実を黙認する事情にあつたかどうかといふ根本の問題について、これをひとつ詳細に調査をいたしました上で、御報告を申し上げます。

○龜田得治君 例の是沢の嶺崎に対する贈賄事件

がいつ検察当局ではつきりしたかという問題に移りたいと思いますが、この柴田検事の時代には一応わからなかったのだ、こういまでおっしゃっているわけですね。しかし、吉永検事が公判を担当しているところ——昭和四十年三月十五日ですね、この公判では、この贈賄事実というものが是沢から述べられて、そのことが公判調書にまで載っているわけでしょう。前回の答弁では、その公判調書をじやひとつ出すように努力しましたというふうにお答えがありましたものですが、それから、私もそれが来るものだと思って、地元の弁護士にもそこまでは要求はしなかったのですが、公判調書にまで書いてあるわけですからね。それでもなおかつ検察当局としては判決が出るまではこのことはわからなかったのだというふうなことで一体済まされるのかどうか、どうなんでしょう。

○政府委員(川井英良君) 前回にもあれですが、三十八年のいま問題になっております五月から六月ごろ、その追起訴が終わる時分ごろにはいろいろわさが飛んでおりまして、その件について検事は是沢ないしは嶺崎についていろいろ事情を聞いた事実があるわけでございます。ところが、その当時は両者の言い分がいろいろ食い違っておつたりしたというふうなことで、検事としては心証を得るに至らなかったということで、捜査から公判に事件が移つていったわけでございます。そこで、四十年の三月十五日の五十七回公判で、是沢が非常にショッキングな表現で、いまの嶺崎に対する贈賄というよりは、むしろおどかさされて金を取られたというふうな表現で供述があったというところが、公判に立ち会つておつた吉永検事からの報告で検察庁に明らかになったようでございます。そういうふうないきさつがありまして、さつそく当時の検察庁の幹部がその問題についていろいろ協議をした模様でございますけれども、これはその前の年の三十九年の十二月の十二日に柴田検事は鹿児島地検に転任になっておりまして、柴田検事を証人として喚問するためにこの裁判所が鹿児島地検に出張いたしております。出張

して柴田検事の取り調べをしたときにも、是沢から、それほどきつい表現ではありませんけれども、同じような趣旨についての供述が出ていて、こういう事実も報告になっているわけでございます。そして、その当時のこの事件を柴田から引き継いだ吉永検事、あるいは前の支部長からこの庁をまかされた青山支部長というふうな人たちは、そろそろ是沢が同じようなことを言いつけている、そろそろまたこの捜査官に牽制の矢を向けてきたぞというふうなことを話しているという報告になつていくわけでありまして、たびたび同じようなことを申し上げるようでございますけれども、この人、役人と思えば手当たり次第に買収をしたり、あるいは自分の弱点を握られますというのを牽制するために常にいろいろなことをやっているというところは、何回にもわたつての前列の記録を調べてみても、日豊汚職の先ほど指摘されました四十一の八月二十九日の判決書の中にも一部その片りんが出ておりまして、あらかじめ積極的この証拠をつくらせておいて、そしていかにも贈賄をしたように組み立てたけれども、調べてみると、これはつくられた物的証拠であつて、これは信用を置けないというふうなことを一つの理由にいたしまして、先ほど申し上げました四人起訴して三人無罪になつたというその一人の無罪は、そういうふうなことを裁判所が見破つて無罪の認定をしている、こういうふうな事実もございまして、私直接調べたわけではございませんからあんまり確かなことは申し上げられませんけれども、そういうふうないろいろな、もろもろの事実を総合して考えてみますと、これは是沢という人については、いろいろ非常に特異な才知というか、そういう道についての特別な能力があつたというふうな人でありまして、結果から見ましてまことに申しわけないことではございませんけれども、当時この渦中に巻き込まれておつた柴田検事なり吉永検事というふうな者は、また牽制のために——裁判所を牽制し検察庁を牽制し警察を牽制するためにまたこんなことをこの公判で言ひ出したと

いうようなことで、何回も出ておりますので、あまり真剣にこれを問題にせず、当時の支部長として、前の支部長時代にこの問題は二応検事が取り上げて調べて、その結果心証を得なかつたというところで一応事件をおさめてありますので、あらためてあとを引き継いだ者が、先ほど申し上げましたように軽く受け取つて、再びこれにメスを入れて調べるという措置に出なかつたというのが真相のようではございません。今日、結果から検討いたしますと、私どもの立場から見まして、これを引き継いだ人たちの措置としては、まことに措置は徹底を欠いておるといふふうにもちろん私もでも考えておりますので、ごらんいただきましてまことに適切でないといふふうな御批判が出ますのは、まことに私はごもっともなことだと思います。しかしながら、事情を私どもの手でしさいによく調べてみた関係におきましては、当時の状況としてそれはそういうふうなことで事をおさめておつた、こういうことが調査の結果として私どもも立場からの真相であつたように考えておるわけでございます。

○亀田得治君 そうですね、検察庁では三十八年の上旬には一応そのうわさがあつて調べた。それから、四十年のその公判で是沢が発言したときにも、一応関心は持つた、関心はね。しかし突つ込んだ調べにはならなかつたのは遺憾であつた、そういうことのようにですが、外から見ると、これはまるで紙一重のようですね。もう答弁自体からわかるように、全然知らなかつたんじゃない。やはりそういううわさもあり、知つておつたんだと、ある程度。何かがあるかもしれぬということ——これもしれぬというところを、その段階では、だから、結局世間が見るのは、これは検察庁だから、検察庁内部の犯罪だからこう隠しておくと、そして初めて判決で終局的に書かれて、新聞が書き出したので、手をつけ出した、こういうふうに見ておるわけですね。そう見るのが筋が通るのじゃないですか。たとえば、裁判官が判決でこういうふうな贈賄のことを指摘しましたけれども

も、材料自身は警察や検察官のほうがよい持っているわけでしょう、私はそう思います。裁判官はいろいろ聞いての判断ですからね、間接です。間接の人がびしやと判断できるくらいにはつきりしているものを、捜査にはなれておる警察、検察官が、二回も関心を持つ場があつたけれども、結局はものにしなかつたといつても、これちよつと世間は通りくいくように思うのですがね。この判断は、これは法務大臣どうですか。ういうことで、世間は隠したと言ひ、検察庁はそうじゃないと、こう言うてもめておるわけですがね。法務大臣どうに軍配上げますか。あなたの立場からすれば、それは法務省の立場もそう無視もできぬかもしれぬが、純粋にこう……。

○国務大臣(田中伊三三君) 私は、この本件のような疑念が生じてまいりましたときの態度としては、おおい隠そうとする態度が一番よくない。今後はあるためひとつ調査をいたしまして、調査の結果に基づいて御報告を申し上げたい、この態度が一番よろしいと思います。

○亀田得治君 それではひとつ慎重に調査してください、大臣がそうおっしゃるわけですから。この件に関する本日の質問はこの程度にしておきまして、あとからはかのことを若干お聞きしたいと思いますが、ちよつと小柳さんから関連して……。

○小柳勇君 いまのに関連して、私も二点質問しておきたいと思ひます。この事件は、私の地元で起つておる事件でありますので、ただ私は訴訟り、事実も調査しておりますので、ただ私は訴訟問題はしるうとでありますから、くろうとである問題では二回にわたつて質問されましたので、私は議員という、国会議員の感覚で調べて、こういう点はどうかという点を質問したいと思ひますが、いまの問題にも関連しているのですが、嶺崎事務官が収賄して、そうして是沢を一年数カ月外に出しておつた——これは逮捕されないで一年数カ月間も外に出ておつて、その間にいろいろ

汚職が起つてゐる。そして画策して歩いてゐる。その間足は、小倉の市長に会つたり、あるいはその他の幹部の諸君に会つたり、小倉のステーション・ホテルを根城に置いて奔走してゐる。また、日豊線関係では、東京に出てきて国鉄の幹部ともいろいろ折衝してゐる。しかも、収監状は出てゐるはずでありますのに、どうして一年数カ月も逮捕されなかつたであらうか。いまは直接は横崎事務官が起訴されて、当面の責任者として法のさばきを受けようとしておりますけれども、私は横崎事務官だけの責任ではないのではないかと、そう思うわけですね。収監状も出てゐるは沢という者が、一年数カ月間、しかも小倉ステーション・ホテルに根城を置いてゐる画策してゐるわけとしてゐるのに、どうも私にはふしぎでならないのですが、国鉄で四人起訴されたのを私は全部知つてゐる。一人は、大学を出てゐる、そのほらの専攻で。そして優秀な国鉄の幹部。あと三名は、現場で営々としてまじめに仕事をしてゐる、生活の将来の安定のない役人です。その者が、是沢からほんのうされて、そういう罪人になろうとしてゐるのではありませんか、そういう悪人が一年数カ月も逮捕されないうで走り回つて悪いことをやつてほつき歩いたというところは、どうして私には納得できない。それほど日本の警察なり検察陣というものはだらしないものであらうか、ふしぎでならないわけですね。その点、大臣どうお考えになりますか。

○国務大臣(田中伊三三君) 逮捕のできなかつた事情をひとつ刑事局長から説明させます。

○政府委員(内海倫君) 正確には、三十六年の十一月二十四日に福岡の高等裁判所では沢の事件が控訴棄却になりました、したがって、一審の小倉支部の懲役五年の実刑の判決があつた——確定はいたしませんけれども、浮かび上がつて生きてまいりましたので、これについて収監の必要が生じてまいりましたので、その年の十二月十三日に小倉の小林検事の面前でこの収監指揮書が発付されて、本人を収監する手続に着手したわけでございます。

ます。その当時所在不明のために二、三日収監は不能になつておりましたが、二月十六日には沢みずから検察庁に出頭してまいりまして、小林検事に面会を求めて、この前申し上げましたような事情を申し述べたところ、収監の延期を懇請してあります。そこで、その事情をよく取り調べ、市役所との関係で、講堂を設置するといふことで、そういうふうな公益としての収監を延期するための事情があるかないかといふことについてこの市役所当局等に照会をいたしまして、その事実の確認につとめております。これを取り扱つたそのときの検察官といひましては、しばらく収監の延期をしてやるのもやむを得ない事情だと、こういうふうな認定をいたしまして、長らくではないけれども、急いで事を始末しなさいといふことを申し渡して、延期を認めております。その後、三月十五日と翌月の四月十九日、是沢ないしは先ほど問題になりましたは沢に近しい者である松本イシがそれぞれ検察庁に出頭いたしました。まだ事が済まないのもう少し頼むといふふうなことで同じように懇請をいたし、そのつどこれを認めて、その経過を見てゐるというふうな状況が続きました。正確には三十七年の十月十日になりました、東京のほうでまた別罪でこれが逮捕されてゐるということがわかりまして、直ちに小倉のほうから、この当時はすでに上告が棄却になりました懲役五年の刑が確定しておりますので、今度は普通のいままでの収監と違ひまして、受刑者としての、刑の執行としての収監指揮を出しまして、そして十月の十二日に東京のほうへ刑の執行の指揮の嘱託をいたしました。十一月九日に刑の執行のための収監を終了した、こういうふうな事実になつております。確かに、御指摘のように、約十カ月間にわたつて、収監すべきものを、本人の具申に基づきまして刑のないしは収監の延期をしておつたといふこと、あまり長きに過ぎたといふふうなことで、それから沢の申し立てたこの事情が検察官として刑の執行ないしは収監の延期にはたして客観的に適當であつたかどうかといふことについて

は、私どもの立場としても若干の批判を持つてゐるものでありますけれども、外形的な事実としてはさうな関係で、その当時の検察官といひまして、その事由は収監延期に相当する、こういうふうな認め、収監の延期が重なるおつた、その間にそういうふうな事実が出ておつた、こういう事実関係でございます。

○小柳勇君 昭和三十三年の十一月の十一日には、国鉄本社で日豊本線の土地交換の調印をしようとしてゐるわけですね。したがって、二日間逮捕がおくれますと、彼が野望を遂げるわけですね。もしもいまのように収監延期しないでおれば、これらの犯罪は起こらなかつたのではないかと、そのように考へるわけですね。そうしますと、いまの収監延期を許可いたしました検察官について、もう少し事情を調査してもらふなければならぬと思つたのですが、十一月の十一日に調印をするはずが、九日に逮捕されたものでありますから、残念ですが、かくて、小倉に護送されてまいりまして、そのあと松本イシと山本豊といふのを釈放してもらつたために柴田検事といふいろいろ話をしておるわけですね。これは公判証言にありますが、ここで申し上げてもいいと思つたので、柴田検事と取り調べておりました高口という主任刑事が相談をして、松本イシと山本豊を釈放するといふ条件で自白するかどうか、それじゃやからうといふことで、この前の委員会ではいろいろ問題になつたと思ひますけれども、是沢が自白をしておる。ところが、その条件の中に、二年の刑にしようといふことを柴田検事が言つた。執行停止にしようといふことも言つた。ところが、実際は執行停止にならなかつたし、四年の刑であつたといふことで、おこりまして、裁判のときに開き直りまして、是沢は証言台に立つて開き直つておるわけですね。そのときに——これも裁判所の法廷で証言してゐるのですから、お調べになつたらわかると思つたのですが、是沢は証言台に立つて次の証言をしておる。是沢 自分は小倉に護送された時最初に柴田検事に本當のことを云つたが取上げてもらへなかつた、そしてやつてもいいない者にやつたと云えと云はれた。

裁判官 本當の事とはどんなことか

注 是沢は小野木・山口その他のことに就て話し(詳細は横崎事務官のことに就いて語り始めた)

是沢 横崎には収監を延期してもらつたために十万円位づつ三回に渡つて金を要求され、その後又十万円を要求されたので、俺を強迫する心算か、勝手にせ、と言つて自分は上京したと話したら、柴田検事は、そのことは内密にしてくれ金は後で横崎に返させるからと云はれた。その後返つて来たのは二万円である。

東京の小野木氏には云々。

注 その他色々証言してゐたが記憶せず

裁判官 何故今頃になつてそんなことを言うか、そんな過去のことは言はないでよい、このことに關係あることだけを言えよ

是沢 この者達にはやつていない

次期判決は追つて通知するとして閉廷となつたこれは公判廷の記録です。そういう事情であります。

逮捕されて小倉に参りましたあとの取り調べの中で、柴田検事から自白を強要されておるやうな——この文面から言いますと、自白を強要されておる。あるいは、極端に言いますと、だました。われわれしろうとのことばで言いますと、柴田検事にだまされて自白を強要されたのだといふことを是沢は裁判所で言つておる。さっきの刑事局長のお話では、彼の性格上牽制する面もあつたと言われまふけれども、公判の証言として出ておりますから、これはお調べいただきたいと思つたのです。

そういう点で、第二に質問したいのは、当時の柴田検事は是沢をそういうことでお調べになつたけれども、ほかの四名のいわゆる収監のほうの被告についてもそういうふうな調べのことがあつたのではないかと、疑問を持つわけですね。自白をさせるためには、はかに便宜を供与するとか、

そういう面があったのではないか。それが頭にありまうものですか。さっきの是沢を自由に松本インに会わせたというようなことを、柴田検事としては全然知らなかったことではないのか、こういうことを感ずるわけです。さつき亀田委員の質問を聞きながら、私もこういう法廷の証言を頭に入れて聞きますと、是沢を自由にさせてあったのではないかとこのことを感ずるのです。が、そういうことについてお調べになったことがあるのかどうか、これは刑事局長からお答え願いたい。

○政府委員(川井英良君) 結果を総合いたしました。観察いたして、まことに長い期間、懲役五年という重罪が確定した者について、申し立てるような理由を原因として収監の延期を重ねておつたということは、この措置が違法とまでは言えませんが、確かに御指摘のように。

そこで、その原因でござい、ますが先ほどもちよつと申し上げましたとおり、最初から嶺崎事務官がこの収監延期にタッチをしておつたものではなくて、むしろほかの執行係の事務官が最初タッチし、また小林検事の面前で当初その収監の延期がなされておつたことも、これは記録上、また私どもの調査によつて間違いがございせん。その延期を重ねておつた途中において、執行係長であつた嶺崎事務官がこれに介入をいたしました。そして、是沢との間に特殊な関係がございまして、そうしてこの収監延期がさらに日を重ねていった、こういうふうなできごとの結果がこういうふうな妥当でない結果にあらわれてきたものだ、こういうふうな私どもは調査の結果にらんでるわけでございます。

○小柳勇君 もう一つ、さっきの脱獄事件に関連して、これは青山弁護士が公判廷で証言しておられるのですけれども、さっき言ったように、柴田検事とは沢とは約束があつた、是沢はそう思い込んでおるものですから、約束が違うのではないかと柴田検事に強く抗議するよう弁護士に依頼したの

で、弁護士は検事にその旨を話したら、検事は、そういうことはできない、自分一人で刑の執行停止はできないものではない、だから弁護士からは沢に了解させてください、それで三人——是沢と弁護士と柴田検事とで、そのときに三十八年五月二十三日頃弁護士控室で三者で会つた。検事が執行停止が出来ない旨を話し、なおかわりに求刑を短くしてやると言はれは沢の顔色は急に変わった。自分は「これは弁護士ですが、自分はそれは是沢は逃げたと思つた。是沢は監房の出入は自由であつたのでそのように直感出来た」と、こういうことを公判廷で青山弁護士が証言しておる。この直後、二日後に脱走しておるわけですが、是沢が監房の出入が自由であつたというところとを公判廷で弁護士が証言しておられるということ、さっきの亀田さんの質問と同じなんです。というところは、やはりその検事なり警察官が是沢にいろいろ脅迫をされたりやがらせをやられたりして、是沢は監房の中でも殿様の様な生活をしておつたのではないか。これはあとで是沢が証言しているのですが、しゃべり生活よりよかつたのだというのを証言しているようでありまして、けれども、そういうことが許されるものであろうかと、私もいろいろとなりにそう思うわけです。もしそれをもっときびしくしておつたら、警察官永芳君が脱走事件で起訴されることもなかつたであろうと思ふわけです。そういうことについてどういふふうにお考えになりますか、刑事局長。

○政府委員(川井英良君) ただいま御指摘のように、いろいろ証人ないしは是沢が法廷で証言をしておるわけでございます。その青山弁護士の証言についてとやかく言う資料はいま持ち合わせておりませんけれども、是沢本人の法廷における供述といふものは、どの程度、またどの部分を信用していいかどうかということは、これはこの人たくさん前科がござい、ますからいろいろな記録を調べてみましても、非常に検察官も裁判官も事実の認定にそのつど困つておるといふくらいに、供述が変わつておる人でありまして、これは私どもの調べ

ではございせん、お調べくださつてもわかることでありますけれども……。ですから、是沢の法廷における証言でありますので、何といひますか、法廷における証言というものはまことに神聖な場における供述でありますから、これを信用して裁判が行なわれていく、その法廷の証言ないしは供述の中から事実の真相が発見されてくるというのがいまの訴訟法のたまえであるし、理想であると思ひますけれども、この現実はずしとものではございせん、一例でござい、ますが、本件の日豊汚職の事件の中で、是沢の供述の中に、腹が立つて偽証した、それはうそだといふふうなことを言つておる部分が現に出ておるという指摘もできるわけでございます。そういうふうなところから申しまして、たいへんどこを信用していいかわからないような供述の特殊な人である、と、こういうことでござい、ますので、私もその是沢の供述だけを重点に置いて事実の真相を確かめるといふことはたいへん間違ひを起すことだと思ひますので、片や検察庁の検察官ないしは事務官、そういうふうな者たちの供述も十分に検討し、またしんよくいたしまして事の真相を明らかにしたいといふことではござい、ます努力を重ねてまいった、こういう次第でござい、ます。

○小柳勇君 三名無罪で、一名有罪であります。裁判進行中でありまして、裁判の内容については国会としてはあまり触れないのが至当だろうと思ひますから、内容については触れませんが、取り調べの段階で私が聞いて、あるいは取り調べられた者の告白書など見まして、しるうとなり疑問を感じておる点を、人権問題としてそこまで発展するかどうかかわかりませんが、聞いてまいりたいと思ふのですが、もちろんこれは被疑者でありますから、被疑者として調べるのは当然でありましようが、朝から「娘がいるのです、しかし自分の娘も逮捕されてきた。そして「夜の十一時頃まで取調べをし、その間娘は生後六ヶ月の子供を家に残して来たので一度帰してくれれば帰さな

い、と帰してくれなかつた。一方娘の夫は仕事にも行けず家にいたが、妻が帰つてこない、仕方なく泣きさげぶ子供を連れて、雪の中を寒さを押して門司水上署に行き乳を飲ましてくれる様刑事に頼んだが、聞き入れられず、仕方なく夫はミルクを買つて与えたが、日頃母乳で育てていたので受け付けようとしなかつた、黒崎の母の実家に連れて行き、近所の子持の婦人にもらい乳をして「云々と、こういうことを警察で——いろいろ警察官でもあるいは刑事でもあつたかと思ひやりのある人もあるうし、あるいはきびしくこれはやつたのでありましようけれども、生後六ヶ月の赤ん坊に乳を飲ませてくれといふようなことが、取り調べの中で聞けないのであろうか。たくさんありますがね、そういう問題が、常識としてどうでしようかね、刑事局長。これは大臣に聞くまでもありません。

○政府委員(川井英良君) 私その事実関係つまびらかにしておりませんけれども、いま御指摘のやうな事実関係があるといふことを前提として私の印象を申し上げれば、もしもそのとおりであつたとするならば、いかに捜査のためとはいへ、適当な措置とは申せない、そういうふうにお答えせざるを得ないと思ひます。

○小柳勇君 これは警察庁の刑事局長にも——これは刑事と検事が、検事は隣の部屋におりまして、刑事が調べておるわけですが、連絡をとりながら、したがって、警察庁の刑事局長にもお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(内海倫君) ただいまの法務省刑事局長の御所見と全く同様でござい、ますが、つけ加えておきますと、私もどこまでいふことは、とにかく警察官の捜査、取り調べにあつたては一番大事なこと、は、人権の尊重という問題でござい、ます。それに違背するといふやうな取り調べなどは、厳につつしむべきものである。そういうふうな事実を前提とし、ますならば、たいへん遺憾なことだと思ひます。

○小柳勇君 さつき亀田委員からのほかの調査の

提案もありましたから、私もこの警察に行つて調べ余給がありませんでしたから、まだそう古いことではありませんから、一ぺん警察庁としても調べていただきまして、このようなものが、国会に私が発言すること自体ですら問題だと思つて、国会に全国の警察官の諸君にもそういう問題ひとつ教えてもらいたいの、事実の有無をお調べ願ひたいと思つています。その他この公判に關係して問題がたゞさんごさいます。たとえば証拠も十分調べがなかつたそのまゝ第一審の判決がなされたというふうな不満もありますが、これは裁判所の問題でありますから、きょうは省略いたしますが、そういうことで検察陣なり警察に對して不信を持つています。警察や検察からの調べを、もう悪いことしたからしょうがないといつてすなおに受け入れ、あるいは若干取り調べがひどくても、それは国民としてやむを得ない場面もありまして、それが不信を持つて、こうやって国会議員に訴えるということは、これは若干問題がありはしないかと思つています。さらにこの問題は、あと亀田委員がお調べになりました問題と同時に、また私少し事実を調べて問題にしたいと思つています。きょうはこの程度にしておきたいと思つています。

○龜田得治君 から出張に入る前に、昨年の九月二十七日ですか、東京地方裁判所の刑事法廷で、窃盗犯人ですがね、こういうことを言っているのです。警察でビールやウイスキーを飲まされ、女房を抱かせてもらいました、そこでその自由をした、こういうことを公判廷で言ひ、これは當時新聞にも出たはずでございますが、「自由と正義」の三月号にもこれは載つておりますが、こういうやり方、これはどうなんでしょう、警察ではちよいちい適当に使つてゐるんじゃないですか。

○政府委員(内海倫君) 私も「自由と正義」の三月号詳細読みまして、これらのいづれにつきましてもそれぞれ別の罪また警視庁につきましても実情の報告を求めたわけでございますが、中にはこの雑誌に書かれてあるとおりのような事実もござい

ますが、女の肉體關係等につきましては、いづれも警察のはうはそういうことは絶対にないということも法廷においても当該警察官は証言いたしておりました、また当該警察の監察官のほうで調べました結果も、そういうことは行なつておらない、あるいは積極的に行なわせないというふうなことはやつておらないということを申し上げております。この「自由と正義」を読みまして、数個の例について、しかも判決の形でいろいろ述べられてありますので、私ももさらに真剣にこういう問題は過去の事情について調査もいたしておきまして、今日以降におきましてかりそめにもこういうふうな疑いを持つて論ぜられるようなことのないようにきびしく戒めておるところでございます。權威あるこういう雑誌に、しかも權威ある人が判決の内容を引用しての論述でございますから、読まれるほうでさう思うられることは私はいしたし方ないと思つていますが、しかし、警察側の調べにおきましては、いま申しましたように、それに該当するような事実もございまして、女のようない問題に關しましてはいずれの例におきましてもそれだけの件で否定をいたしておきます。

○龜田得治君 これはちよつとついでに聞いておくつもりでお聞きしたわけですが、判決でもちゃんと事実を認定しているわけですが、東京地裁の場合でも、それを警察官が否認するということになると、警察官といふものは都合の悪いこととはともかく否認しております、いんじやというふうな印象を与えるんじゃないですか。いやどうもやり方がまずかつたならまずかつたとか、まずかつたと言つて頭をかくてくれりや、これは今後はそういうことはしないという意味にも通ずるわけ、これはどほつきり裁判官が——なかなかこんなことの認定は慎重ですよ、裁判官は。それを認定しておるのに、それでもそんなことはないんだというふうな言い方で、これは通るのでしょうか。

○政府委員(内海倫君) 先ほども申しましたように、裁判において認定されておる事実でございます

すから、その限りに對して判決を見なければいけないと思つておられる、ただやはり、被告がいろいろな形で法廷において述べた事柄の心証が裁判官によつて採択されたものと思つて、それが警察官のほうでさういふふうな行為をさせ、さういふ二人を会わせた、あるいはさういふふうな行為の行なわれておることを警察官が見ておるわけではございませんので、警察の調べにおいて、あるいは警察官の法廷における証言において、さういふ事実をさせ、またはさういふさせるような積極的な便宜を与えたことはいないと、こういうことを強く言つており、また部内における監察におきましてもさういふふうな事実を言つておるりますので、まあ私もその限りに對してこれをさういふふうな受け取つておると、こういうこととでございます。

しかしながら、客觀的に考えますと、いやしくもさういふことの起こる可能性のある状態を少なくとも警察が引き起こしておるといふその事実については、やはりその結果を、あるいはその現実を警察官が見ておらなかつた、知らなかつた、あるいはさういふことを意圖してしたもので決してないといふふうなことに決して、決していことではございませんので、私もとしては十分に警戒をしていきたい、かように思つてござい

○龜田得治君 どうもお答えがすつと簡単にいかぬですね。しかし、モード写真まで見せたやうですね、この東京の場合には、こんな必要ないじゃないですか。

○政府委員(内海倫君) いま私手元に詳細な資料を持つてきておりませんので、その一々についてお答えいたしかねますが、調べました範囲で、同じ取り調べる場所にあつたさういふものを見せられてくれというので見せたことがあるということ、当時の取り調べ官が述べておられます。さういふ意味では、私否定をいたしません。ただ、さういふものを見た状況が、たとえば、おいさういふものがあるぞと、これを見ろや、見たら何とか

言えと、さういふふうなものでは決してないといふふうな申し上げたいと思つておられる。先ほどもおしかりを受けました変な意味の情が移るといふこと、決していいことではございませんし、いやむしろ戒めなければならぬことでありますけれども、長い間調べておると、さうしたうかつなあやまちをしる重大なあやまちをおかすことがあるといふことで、私ももきびしく注意をしておるところでございます。

○龜田得治君 調べ室にたまたまあつたのをお見せになつたやうなことを言われますけれども、たまたまさういふ警察官の調べ室にはさういふものがあるわけがないでしょうが、第一、見せる直前にはそれはそこにあつたといふことになるでしょうが、降つておいたわけでもないしね。だから、それは行き過ぎですよ、何といつても。だから、さういふことがまだあちこちでやられておるのかと思つておられる。よくたばこを吸わしたり、いろいろ気分をほぐらしてしゃべらせるようにするといふふうなことは、これはよくあるものです。これは行き過ぎですわ、何といつても。だから、これはひとつやはり反省をしてみらねといかぬ。それで、時間もありませんので、次から出張の關係についてお尋ねします。これは事実關係は、前回並びにその後の資料を拝見しまして、その経過等は、これはもうはつきりいたしておきます。で、きょう法務大臣に来てもらひまして、さういふ問題についての責任關係といひますか、考え方を聞きしたいと思つてお越し願つたわけ

最初、告発が二つ出ておるわけですね、公文書偽造と横領という立場で。この処理はどういふふうになつておるか。刑事局長からでつこうです。

○政府委員(川井英良君) たいへんおくれておりました申しわけございませんが、前回のときからその処理を急がせておるわけでございまして、ごく最近すべての調査を終わりました最後の処理をきめる段階に来ておるといふことが最高検のほう

から報告になっておりますので、ごく近い機会に
檢察庁としてこの告訴事件についてどういふ
な処分を、結末をつけるかというのを御報告が
できることだと考えております。

○龜田得治君 必要な事実関係の調べは終了して
おるんですね。

○政府委員(川井英良君) 終了しております。

○龜田得治君 で、起訴、不起訴、起訴猶予と、
こう三つ考えられるわけですが、その点がまだ、
最終結論が近く出るということですか。多少御説
明願うわけにはいきませんか。

○政府委員(川井英良君) 仰せのとおりでありま
して、起訴、それから不起訴の中に、嫌疑なしと
なりませんが、起訴猶予となりますか、その辺のと
ころが現在いま最後の詰め段階に入っております
ということ、ごく近い機会に法務大臣に対してそ
の結果を報告することになり、こういうことに
なっております。

○龜田得治君 まあその結論を待つことにしま
しょう。

そこで、問題は、大臣にお聞きしたいんです
が、この問題が起きた直後新聞にばつと書かれ
た。そうすると、檢察内部――まあこれはもちろ
ん全部じゃないでしょうが、一部でしょうが、こ
ういうことはよく役所ではあることなんだと。そ
れから、今度の場合でも、初めから原鶴温泉の
「なおみ」旅館で、そこを会場にして、そこへみな
に集まってもらえば何も問題ないことなんだ、だ
から形だけがちよつとまずかつたんだという、ど
ちらかというところと軽く見る意見が新聞等にも載つた
わけなんです。で、これを法務大臣としてはどう
考えておるのか。それは役所から出された金を個
人的にどうしようとしたというふうなことはないこ
とは、私もよくわかっております。しかし、それな
らもう、形がちよつと間違つておつた程度にすぎ
ないというふうに軽くこれは考えていいものかど
うか、ここをひとつ責任者として承りたいんで
す。

○國務大臣(田中伊三次君) この事件を同情的に

ながめてくださる方面からは、いまおことばのよ
うに、場所を置きかえただけなんだ、決して違法
ないし悪いことはしていないという意見は確かに
あるので、本件以外にどこかにそういうことが全
く絶無であるとも言えぬかもしれせん。しか
し、私は、いやしくもほかの役所でない、裁判所
とか法務省とかいうような役所におきましては、
これはそういうふうな堅く言いわけをして事が済
む筋のものではない。原鶴に行つておりながら、
小倉に出張した――ちようど小倉と原鶴とは距離
が同じでありますからして、旅費その他の計算も
一致するというものでありまして、原鶴に行つて
行つて会議をしておりながら、小倉で会議をした
ように装うということは、これは間違いである。
以後かようなことは私たちの役所においては断じ
てあるべきことではない、これを機会に深く反省を
する必要があるというふうに、私は最近に法務省
に参りましたものでありますけれども、過去を振
り返つてみて、この事件の真相も見て、これは
軽々に扱うべきものじゃない、こういうふうに判
断をしておるのでございます。事件の事自体とい
たしましては、そのあやまちをはつきり認めまし
て、そして、当時の検事正でありました者から、
その不当の支出をいたしましたものを全額を、一
厘も残さずこれを返還せしめておりますような事
情がありますので、これをどう処置をするかとい
うことについては、その情状は同情をしてくん
でやるべきものがあろうかと存じますが、事柄自体
としては軽々には見るべきものでない、今後これ
を根絶しなければならぬ、そしておわびをして反
省の実をあげなければならぬものと、こういう
ふうに、たいへん言いくいのでありますけれど
も、そういうふうに判断をしております。

○龜田得治君 法務大臣、率直にお答えいただき
まして、たいへんけつこうだと思ひます。やはり
いろんなうわさを聞くんですがね。ほかの官庁で
はもつとルーズな点もあるんじゃないかろうかと
か、いろんなことを聞きますよ。だから、やはり最
初はちよつと形式だけを変えておくというふうな

程度に考えて出発してやつておると、今度は形式
がいつの間にか実質的なごまかしにまで発展する
というおそれもあり出てくるわけですし、これ
はいつでも変化するものですわ。だから、そうい
う意味で、大臣が実情はわかりながらも軽くは考
えないと言われたことは、私は非常に高く評価し
たいと思つております。したがつて、この問題はこ
れで終止符を打つことにしたいと思ひます。

○委員長(淺井幸君) はかに発言もなければ、本
日はこの程度にとどめて、散会いたします。
午後三時三十分散会

五月三十日予備審査のため、本委員会に左の案件
を付託された。

一、刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律案

刑法の一部を改正する法律

刑法(明治四十年法律第四十五号)の一部を次の
ように改正する。

第四十五條後段中「確定裁判」を「禁錮以上ノ刑
ニ処スル確定裁判」に改める。

第二百一十一條中「三年以下ノ禁錮」を「五年以下
ノ懲役若クハ禁錮」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して二十日を
経過した日から施行する。

2 この法律による改正後の刑法第四十五條の規
定は、数罪中のある罪につき罰金以下の刑に処
し、又は刑を免除する裁判がこの法律の施行前
に確定した場合における当該数罪についても、
適用する。ただし、当該数罪のすべてがこの法
律の施行前に犯されたものであり、かつ、改正
後の同條の規定を適用することが改正前の同條
の規定を適用するよりも犯人に不利となるこ
とは、当該数罪については、改正前の同條の規
定を適用する。

3 前項の規定は、この法律の施行前に確定した

裁判の執行につき従前の例によることを妨げる
ものではない。

六月二日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は四月十九日)
一、旧執達吏規則に基づく恩給の年額の改定に
関する法律案